

人事院 事務総局 第 事総発第 77 号

東京部 丁 10 田区 霞が関 人事院 昭和 25 年 10 月 19 日

内閣官房総務課長 殿

人事院事務総局

シ
ル
ノ

資料送付について

標記の件につき、下記資料送付いたします。御配
分方お願いいたします。

記

1. 国家公務員法附則第 9 条による指定官職への任
用経過報告書

大臣用 20 部

総務課用 5 部

各省大臣
官房長官
事務官
10 1 4 21 16

25 部

以上

裏
面
白
紙

原
本
不
明
瞭

国家公務員法附則第9條による
指定官職への任用経過報告書

人 事 院

目 次

1. 国家公務員法附則第9條の目的と関係法規	1頁
2. 官職の指定	1
3. 法附則第9條による臨時的任用	1
4. 試験計画	2
5. 募集状況及び受験資格の認定	2
6. 筆記試験	2
7. 追 試 験	9
8. 身体検査	11
9. 身上調査並びに人物考査	12
10. 合格者の決定と候補者名簿の作成	13
11. 任用資格の評定	15
12. 任用候補者の提示の方針	15
13. 提示事務の実施	16
14. 任用候補者名簿によらない任用	17
15. 任 命	18
16. 結 語	18

別 表

1. 国家公務員法附則第9條	20
2. 人事院規則 7—4	20
3. " 8—10	20
4. " 8—11	21
5. 人事院指令第18号(本文のみ)	22
6. 国家公務員法附則第9條による試験公告本文(24.11.12)	23
7. " 追試験公告本文(25.5.13)	26
8. " 試験(警察職類)公告本文(25.6.10)	28
9. 法附則第9條による試験に基づく任用候補者の提示手続	29
10. 受験申込書	31
11. 任用希望調査書	35
12. 試験地及び試験場一覧表	37
13. 試験地別、職類別受験申込者数集計表	38
14. 職類別受験状況一覧表	40
15. 第1次筆記試験得点度数分布図	41

16. 身体検査、受験状況及び結果一覧表	42
17. 追試験、職類別受験状況一覧表	43
18. 段階別成績表	44
19. 特別調査票	46
20. 任用資格評定表	48
21. 附則9条試験最終結果一覧表	50
22. 職類別、段階別有資格者実数一覧表	51
23. 任用候補者提示書	52
24. 任用についての意向調査	53
25. 官庁別提示結果集計表	55
26. 官庁別提示結果一覧表	56

国家公務員法附則第9条による 指定官職への任用経過報告書

人事院事務総局任用局

1 国家公務員法附則第9条の目的及び関係法規

国家公務員法附則第9条(以下法附則第9条という。)の目的は、公務の民主的且つ能率的な運営を期するために、国家行政機関の上級の官職に最も適格な人材を配置するための試験を行い、その結果これらの官職に就任する者の地位を恒久的なものとしようとするにある。

法附則第9条を実施するために必要な一連の法規として、人事院規則1-3(法の規定の適用)、同7-4(法附則第9条の試験)、同8-10(法附則第9条の臨時的任用)、同8-11(法附則第9条の規定により人事院の指定する官職への職員の任用)、人事院指令第18号(法附則第9条の規定による人事院の指定)がいずれも昭和24年11月12日に公布された。法附則第9条による試験は、同日付「法附則第9条による試験公告」昭和25年5月13日付「法附則第9条による追試験公告」及び昭和25年6月10日付「法附則第9条による試験(警察職類)公告」として官報その他により公告された。(以上の諸法規及び試験公告については別表参照)

2 官職の指定

法附則第9条第1項及び規則8-10第1項の規定に基づき、人事院が指令第18号の規定により指定し、従つて試験の対象となつた官職は、各省各庁の事務次官、局長、部長、課長等及びこれらに準ずる地方支分部局の官職で昭和24年11月12日現在2621官職であつた。しかし、これらの官職の職務と責任の全部又は一部を引き継いだ官職は同指令第18号第3項により指定されたものとみなされる。又これらの官職と、職務の複雑さ及び責任の程度において同程度と認められる官職が新設された場合は、人事院により追加して指定される。(以下これらの官職を総称して指定官職という。)その後の官職の変動により、昭和25年8月31日現在2464官職となつた。

官職指定の基準は、この試験が、高級の存続に就く者としての行政的能力、わけでも管理的監督的な能力の審査を主眼とするものと解せられることから、最高裁判所、国会事務局、会計検査院等の司法・立法・検査機関の官職や、宮内庁・国立学校・国立病院をはじめ各種の研究・調査機関或いは諮問機関たる委員会の官職等、行政的能力よりも特殊の専門的技術的能力を必要とする官職は、当初より指定から除外し、それ以外の国家行政組織法、各省組織規程等により設置されている本省本庁の課長以上、地方支分部局の部長以上に相当するものを指定した。

3 法附則第9条による臨時的任用

上述の指定をうけた官職、又は指定されたものとみなされた官職に指定の日又は指定されたものとみなされた日(指定官職の職務を引き継いだ日)以後において在職しているものは、その在職期間はすべてその指定の日又は就任の日から、その指定官職に臨時的に任用されたものとみなされる。(規則8-10第2項)この臨時的任用は、法附則第9条の試験の結果に基づいて職員がその指定官職に任用された時に終了する。またこの任用は昭和23年7月1日より3年をこえることはできない。人事院は試験の結果に基づいて、臨時的に任用されているものを転退職させる権限を有してい

る。この転職退職に対しては、国家公務員法第39條以下の不利益処分の審査の請求等をなすことはできないが、しかし、この臨時的任用は、国家公務員法第60條の臨時的任用とは異り、その間の身分については国家公務員法第75條以下の分限の規定の保障をうけることになっている。

4 試験計画

上記1に述べた如く、法附則第9條の目的は、国家公務員法の精神に従い、上級官職に最も適格な人物を得ることにあるのであるから、この試験は平等取扱の原則に基き、広く国民の間に人材を求めて官界の空気を刷新するために公開競争試験として実施されることとなつた。

先づ上級公務員の占める官職の職務を分析し、職務遂行に必要な本質的な4つの資格要件として、経歴的条件、能力的条件、身体的条件及び人物的条件を抽出し、この試験を次の4つの検査により行うこととした。

(1) 任用資格の認定

これは経歴的条件の判定であつて、受験に必要な最低の資格要件の認定及び各官職の任用に必要な資格要件の判定を含むものである。

(2) 筆記試験

これは能力的条件の一部の判定となるもので、第1次及び第2次に分かれている。

即ち一般行政試験、専門試験の二種である。

(3) 身体検査

これは身体的条件の検査であるが、政府職員、地方公共団体の職員は定期的な健康診断が行われており、一定基準に基いて、それぞれ身体検査が実施されているので、この試験においては、民間よりの応募者に対してのみ行うこととした。

(4) 人物考査

これは身体的条件より医学的部分を除いた部分、能力的条件の中、監督者としての特別の能力及び人物的条件等に関する観察判定である。

前記2に述べた指定官職2,621を試験実施の必要上その職務内容の類似性その他の要素により60の職類(試験公告参照)に分類し、試験はこの60職類毎に実施した。

更にこの試験による指定官職への任用の必要上、これらの官職を責任の程度その他の要素により4段階に区分し、各段階への任用に必要な職類毎の一般資格及び官職毎の特別資格を規定した。

5 募集状況及受験資格の認定

受験申込の受付は昭和24年11月21日から12月24日に亘つて行われた。受験申込書は、別表10の用紙を用いた。各職類毎の延申込者数は12,200人に上るが、実人員は8,076人である。地域別、職類別の申込状況は別表13の通りである。

受験資格の有無の認定は、人事院及び人事院各地方事務所において、申込受付と同時に審査を始め、12月31日にその事務を終了したが、審査の結果、受験資格無しと判定された者の実人員は、261名であり、受験資格ありと判定され、受験票を交付された者は、7,815名であつた。

受験資格の認定は、各受験者の提出した、受験申込書により、指定官職の中、いずれか一つに任用資格が有るか否かを判定することにより行い、更に他の各官職への任用資格有無の審査及び判定は第2次試験終了後行うこととした。これについては11において詳述する。

6 筆記試験

この試験の試験地は、試験公告に示されてあるように、受験有資格者が無理なく受験することが

できるように、全国14ヶ所に定め、1月15日、2月20日、21日、22日にそれぞれ公開競争試験として実施した。

公開競争試験を実施するため、試験実施手続を定め、試験に対する物、心両面の条件を統一することを特に配慮した。

他方、試験係員については、試験を慎重且つ厳格に実施するために、その選定に注意し、予め研修を行い試験実施に万全を期した。

試験の実施状況は次の通りである。

ア、試験地及び試験場 別表12参照

イ、試験実施日程

第1次試験

共 通 試 験	期 日
一般行政	1月15日 8時50分より

実力試験の趣旨より、本試験は時間的制約を排して実施したが、記録によれば、東京の明治大学試験場においては、深更24時まで残留した受験者が3名あつた。

第2次試験

職 類 別 試 験	期 日
43 経 済 事 業 45 電気機械事業 47 電力事業 49 鉱業事業 51 繊維事業	44 機械事業 46 通信機械事業 48 鉄鋼事業 50 化学事業 52 建設
18 統 計	1月20日(金) 9時30分より
22 法 律	1月21日(土) 9時より
16 総 務 19 予算会計 21 税 務 24 教 育 26 海 運 28 医 務 30 看護 32 社会保険 34 農林経済 36 農 業 38 林 業 40 水 産 42 通信管理 54 建築 56 電気 58 通信 60 警 察	17 人 事 20 財政経済 23 外 事 25 陸 運 27 公衆衛生 29 黨 務 31 保健福祉統計 33 社会福祉 35 農 学 37 農 芸 39 畜 産 41 労働 53 土木 55 機械 57 鉱山 59 造船
	1月21日(土) 13時より
	1月22日(月) 8時30分より

ウ、受験状況

別表 14 参照

エ、試験問題の内容

第一次試験は、一般的な行政能力を測定することを目的としたので、特に専門的領域にわたる知識をどの程度有するか、又は特定の専門領域の者に有利と思われるような傾向は、意識的に排除し、各職類に共通に必要とされる行政運営能力測定に適した問題を用いた。

出題を示すと次の通りである。

行政組織

人事行政

財務管理

監督者としての在り方

問題数は90題であるが、具体的な問題の例は「筆記試験の採点及び結果の処理」の項を参照されたい。

第2次試験においては、各職類毎に必要とされる専門知識を測定する目的をもっている。理論的にいえば、今回指定された2621の官職の大部分は、それぞれに専門化された職務内容を有すもので、最も実情に即し、適切な専門領域の試験を行わんとすれば、約2600種の試験問題を用意しなければならない。

これは実際上不可能であり、又かように細分された試験を実施することは、一面において任用の融通性を極度に阻害する恐れがあるので、これらの官職を60の職類に大別したのである。従つて各職類はそれぞれ広汎な知識領域の巾をもち、その中に含まれた全官職に共通する問題を作成しようとするれば、当然に基礎的、原理的、常識的な問題となり、これをある特定の官職の職務内容に即応せしめようとするれば、勢い他の官職には応じかねる問題となるのは止むを得ない傾向である。従つて、第2次試験の問題は、当初から、職類に必要とされる最低限度の専門知識に関して能力ありや否やを測定するものとして計画されたものである。

第2次試験は、1人の受験者が受験資格がある限り、いかなる職類の試験も受験しうるように考慮が払われた。その結果、1人の受験者が最も数多く試験した例は、5職類と記録されている。

オ、採点及び結果の処理

答案用紙には、すべて隠し番号を使用し、採点の機密保持に努め、又、採点の正確を期するために、1枚の答案用紙は必ず3人の採点者の手を経るよう計画された。

(1) 第1次試験

先づ個人毎に粗点(生の点)を算出し、度数分布表を作り、これにより度数分布図(縦軸に人数、横軸に得点を取り、得点の散布状況を図示するもの)を作成した。

なお、別箇に代表値として、平均点を、得点のヒロガリの程度を見るために最高点、最低点及び標準偏差等を算出した。

(a) 得点の分布形状

特殊なグループだけを集めたものでなければ、数量的なものの度数分布は、正常曲線を描くのであるが、試験に於ても、特殊な層を対象としたり、特殊な問題でない限りは、その得点は、正常分布曲線を示すものである。そこで試験問題の難易、或は受験者の質等の評価の手段として、この度数分布図を用いる。この第1次試験にあつては、別表15に示すように、先づ正常分布曲線を描いているといつてよい。

(b) 得点の分布範囲

試験が試験として有効であるためには、識別性が十分でなければならない。即ちこの試験によつて得た成績にもとづいて、個人的な差異を十分に区別し得るだけの得点の分布のヒロガリがなくてはならないということである。

この結果を見ると、出題数90題で、最高点は、修正前が75点、修正後が82点、最低点

は、修正前が20点、修正後が23点で、その範囲は、修正前が56点、修正後が60点となつてゐる。標準偏差は、修正前が8.3点、修正後が9.0点であるから、これを1単位としてみると、このヒロガリは6単位以上になり、個人差を十分に弁別し得るといつてよい。

(c) 代表値の比較

外部基準による妥当性検討の一手段として平均点を算出し、これを代表値として、その比較を行つた。

まず、課長以上の職にあるものと、そうでない者との2つのグループに分けて、夫々平均点を出してみると、修正前において54.73点、50.08点となり、その差は4.65点となる。これを統計的に検討してみると、0.001%の危険率で、有意の差であることが判る。(すなわち、この人数で、この様な得点差を生じない場合は、統計的にいえば、1000回の中わずか1回しかないということである。)

従つて、この試験は2つのグループを十分に識別しているといふことができる。

換言すれば、現職の課長以上の者が、行政的能力の面において、そうでない者より優秀であると言ひ得るなら、この試験も行政的能力の有無を弁別できたと言ひ得るわけである。

次に課長以上の段階を更に検討してみると、別表16の如く、この間にも段階に応じて、夫々の差が見られ、段階が高い程、良好な平均点を示している。

以上の検討の結果、内部基準によつて各問分析を行つても、妥当性において欠けるところはないと思われるので、内部基準によつて、各問分析を行うことにした。

その結果、削除すべきもの4題、修正を要すると思われるもの4題を生じ、これらを修正するために、再採点を実施した結果、最高点82点、最低点23点、平均57.1点、標準偏差9.0、得点の範囲は60点となつた。

(2) 第2次試験

第2次試験について、第1次試験におけると同様な結果処理を行い、粗点を算出し、平均点、標準偏差、等を算出し、一方各問分析の結果によつて、再採点をした結果、各職類の成績は、次の通りである。

カ、各問分析の例

第1次試験の問題のうち、すでに発表した4題について内部基準によつて行つた各問分析の結果を示せば、次の如くである。

以下のどの問題も、大体に於て、成績のよいグループから悪いグループへうつるに従つて、正答率が低くなつており、内部基準の恒常性とある程度の相関が認められる問題であることを示している。

専門職類別結果一覧表 (修正後) 満点 80 点

No.	職 類	平 均 値 M	標準偏差 σ	最 高 点	最 低 点	範 囲	範囲/ σ
16	総務	45.7	8.1	65	14	52	6.4
17	人 事	50.5	9.9	72	22	51	5.2
18	税 務	34.2	10.5	65	14	53	5.1
19	算 会 計	34.5	8.7	58	13	46	5.3
20	財 政 経 済	36.4	8.2	62	16	47	5.7
21	税 務	45.7	9.3	67	20	48	5.2
22	法 外 務	39.8	10.1	59	15	45	4.5
23	法 外 務	49.9	9.2	68	23	46	5.0
24	法 外 務	49.7	7.3	64	32	33	4.5
25	法 外 務	39.0	6.7	56	20	37	5.5
26	海 公 民 務	50.1	7.3	67	26	42	5.8
27	海 公 民 務	50.5	6.7	63	30	34	5.1
28	海 公 民 務	48.7	7.5	61	29	33	4.4
29	海 公 民 務	63.6	8.1	77	49	29	3.6
30	海 公 民 務			63	61	3	
31	保 健 社 会 保 険			74	53	22	
32	保 健 社 会 保 険	60.8	9.1	75	44	32	3.5
33	保 健 社 会 保 険	54.6	10.1	71	23	44	4.4
34	保 健 社 会 保 険	40.4	5.3	56	25	32	6.0
35	保 健 社 会 保 険	46.3	8.0	63	23	36	4.5
36	農 林 水 産	39.4	5.1	53	26	28	5.5
37	農 林 水 産	47.2	5.2	58	34	25	4.8
38	農 林 水 産	44.8	6.5	61	25	37	5.7
39	農 林 水 産	50.9	6.0	66	33	29	4.8
40	農 林 水 産	40.4	7.3	54	25	30	4.1
41	労 働 経 済	44.3	7.4	62	24	39	5.3
42	労 働 経 済	40.6	6.8	61	20	42	6.2
43	労 働 経 済	41.6	6.5	57	20	38	5.9
44	労 働 経 済	33.7	6.4	52	23	30	4.7
45	労 働 経 済	33.5	6.3	49	29	21	3.3
46	通 信 機 械 事 業	38.1	6.0	47	23	25	4.2
47	通 信 機 械 事 業	42.4	6.5	56	20	37	5.7
48	通 信 機 械 事 業	42.5	7.0	60	25	36	5.2
49	通 信 機 械 事 業	40.0	6.7	57	20	38	5.7
50	通 信 機 械 事 業	45.6	7.9	59	25	35	4.4
51	建 設 土 木 業	44.6	6.0	55	23	33	5.5
52	建 設 土 木 業	33.6	5.7	47	14	34	6.0
53	建 設 土 木 業	32.2	6.0	71	11	61	10.2
54	建 設 土 木 業	37.2	5.7	54	24	31	5.4
55	建 設 土 木 業	44.6	7.8	63	24	40	5.1
56	電 気 通 信 事 業	47.6	11.6	78	28	51	4.4
57	電 気 通 信 事 業	47.4	8.5	65	27	40	4.1
58	電 気 通 信 事 業	39.8	8.9	63	29	44	5.0
59	電 気 通 信 事 業	52.9	8.8	70	30	41	4.7
60	電 気 通 信 事 業	56.2	5.6	66	30	37	6.6

註 ※印は受験者数が僅少で、統計的処理を行っても意味がないことを示す。

問題A、ある役所の機構をしらべてみたところ、1人の課長の下に14の係が属しており、各係の仕事の性質、事務の取扱い方は類似性をもっているが、対象が非常に異なっていることを知った。これでは課長が課全体を適切に指揮監督していくことが困難である。

部下の統制を一層効果的にするのに課長として次の最も適当と思われる方法はどれか。

1. 課長附職員2名をおき、課長の監督業務を補佐させる。
2. 各係の事務分掌を調整してできるだけ課長の監督事項を少なくする。
3. 課長と係長との間に幾人かの班長を置く。
4. 課長の権限を出来るだけ係長に委譲する。
5. この課を分割して2課にする。

解答分布

選 択 枝 号	1	2	③	4	5	無 答	重 答
H	Q ₁	16	45	31	1	7	0
	Q ₂	18	48	23	5	6	0
L	Q ₃	12	42	24	7	15	0
	Q ₄	9	43	17	18	13	0
計	数	55	178	95	31	41	0
	%	13.75	44.5	23.75	7.75	10.25	0

正答 3

正答の基礎

“The span of control” (管理のゆきとどく範囲)の問題である。これには(1)1人で直接監督しうる職員の数は5~6名迄がよく、(2)部下に対する調整は、4人以上になると急に複雑困難になつてくるという実践的、経験的に証明された原則が存している。本問の考察もこの原則に基づいて行う必要がある。「選択枝1」では課長附が設けられているが、これは「選択枝3」の班長に比べて多分に課長の補佐的な機能と考えられ、たとえ2名おいたとしても、直接監督すべき係長の数は減少せず、統制の必要は大して変らない。

「選択枝2」は依然14人を1人で監督している事になり、監督すべき部下の数が多すぎる事になりはしない。「選択枝4」は係長に多くの権限を委任するにしても監督すべき係長の数は減じておらず、且つ多くの権限を委任した各係長の間を調整することは、以前より困難性を増すと考えられる。「選択枝5」は1課長が7人を監督することとなりやゝ多すぎる、加うるに、同様な性質の仕事が2課に分ける事は類似の仕事は、出来得る限りまとめるべきであるという管理の原則にも反し、課長が2名になることはその上級監督者の監督量に変化を来す。以上より「選択枝3」の如く課長の直接監督範囲も4~5人、班長のそれも3~4人といった所が最も妥当と考えられる。

なお分布数を見るとQ₁に於ても「枝2」の方が「枝3」より多い。この事から正答は「2」でないかとの意見が生じるかも知れない。然し正当数の多少は困難度の難易を示すのみでそれ以上を判定する基礎にはならない。加うるに問題は正答数、正答率以外に識別値をも考慮する事が必要で識別値からいうと「枝2」は0.03、「枝3」は0.16で、0.03という値はほとんど識別力のないことを示している。而して識別力のない枝を正答とする事は問題として意味をなさないので、単にQ₁に於ける正答数、あるいは全体の正答率を以て「2」を正答と断定する推論は根拠がないことが解る。

問題 B 出先機関に対し、本省からどの程度の権限を委任すべきかを決めるに際し、最も考慮に入れないでよい要素は次のうちどれか。

1. 出先機関の数
2. 出先機関設置以来の経過年数
3. 緊急事態の起り得る可能性
4. 出先機関の職員の能力
5. 業務の種類

解答分布

選 択 枝 号	①	2	3	4	5	無 答	重 答
H	Q ₁	43	49	7	1	0	0
	Q ₂	24	57	13	5	1	0
L	Q ₃	22	53	11	8	6	0
	Q ₄	30	51	8	6	5	0
計	数	119	210	39	20	12	0
	%	29.75	52.5	9.75	5	3	0

正答の基礎

正答 1

出先機関に対し、どの程度の権限を委任すべきかをきめる第一の基準は、その出先機関がどのくらい委任される権限を遂行できるか、どうかの見透しにある。その判定の要素として考えられるものは、①の委任される権限を遂行できるかどうかの出先機関の職員の能力、②出先機関に内在する環境の条件、たとえば現在どんな業務を担当しどんな組織でやっているか、又外部との交渉においてあるいは仕事の流れにおいて生ずる現地に於けるイロイロな障害等である。

これらの点から考えると、第2の枝はその新しさ古さによつて、人の充実と組織の複雑さが異なり、①と②に該当する要素を多分にもつている。解答の分布からいっても、受験者を上位群と下位群とに識別するだけの差がなく、深く考えずにあるいはアテズツボでつけた時と同じような状態を示している。第3、第4、第5の枝は判定要素から考えて当然考慮する必要のあるもので解答の分布もそれを示している。その何れから考えても要素とは考えられないのが第1の枝で、質的な権限に対して数量的な事務所の数は考慮外にすることは当然であらう。解答の分布もそれを示している。

問題 C 多数の職員を有する組織においては、長年月の経験から次のような見解に一致した。

「仕事の成否の根本的條件の一つは人の力である。すなわち人格能力共にすぐれた人を見出し、その能力を完全に発揮せしめ、長くその仕事を続けさせることが極めて大切である」

上述の引用文によれば、大きな組織の機能を十分に発揮させるには、どうすればよいか。

1. 幹部職員の行政的能力と指導性を増加させる。
2. 権限委譲の方針を採用する。
3. 管理部門との責任の限界を明確にする。
4. 長官に直属する職員の数を限定する。
5. 人事課の権限を拡大する。

解答分布

選 択 枝 号	①	2	3	4	5	無 答	重 答
H	Q ₁	70	8	4	0	18	0
	Q ₂	64	15	1	1	19	0
L	Q ₃	68	16	7	0	9	0
	Q ₄	56	23	3	1	17	0
計	数	258	62	15	2	63	0
	%	64.5	15.5	3.75	0.5	15.75	0

正答 1

正答の基礎

「」内は公務に最も優秀な人を採用し、すぐれた配置を行つて、十分能力を発揮させるべきであるという。公務運営上の基本的な考え方を言い表している。公務全体としての能率を上げるためには、組織、機構、その他物の面も重要であるが、ここでは更に、人の面、人の力を強調しており、選択枝はこの観点から取捨されなければならない。この点から見ると、人の面を特に言っているのは「1」のみであることが明瞭に知られる。

問題 D 行政上単独制の方が合議制よりもよい場合は次のうちどれか。

1. 新しい分野において基本的な政策を樹立する必要がある場合
2. その官庁の決定が個人の権利、特権に重大な影響を及ぼす場合
3. たくさんの問題に処理の即決を要する場合
4. はげしい論争に対し最後の決定を要する場合
5. ある特殊団体の反抗に対し正しい行政の運営を保護する場合

解答分布

選 択 枝 号	1	2	③	4	5	無 答	重 答
H	Q ₁	1	0	95	2	2	0
	Q ₂	1	1	93	4	1	0
L	Q ₃	2	3	82	5	8	0
	Q ₄	12	5	59	4	20	0
計	数	16	9	329	15	31	0
	%	40	2.25	82.25	3.75	7.75	0

正答 3

正答の基礎

組織を単独制、合議制と分類する方法は、「行政機関の意志を決定する」際、その形式を拠り所としている。意志決定の方法は、一定の政策を行うのに都合のよい様に選択されるわけで、本問では、それを単独制について問うている。

単独制、合議制、両方式に対する一般見解は、「1」仕事の量が問題である場合は単独制。質が問題の場合は合議制であり、「2」組織技術上からは、単独制の方が、障碍が少なく、意志決定に参加する人々の数を増大する必要のある場合は合議制がよいとなつている。

従つて、以上の見解を総合して選択枝を見ると、「1」「2」「4」「5」はいずれも明らかに、単独制、或は合議制の長所として一方的に挙げる事は、不可能であり、「3」のみが、明瞭に単独制に適合している。

7 追 試 験

ア、当初、試験公告においては、指定官職に在職するもので、病氣その他やむを得ざる事情により、筆記試験を受験出来なかつた者に対して、追試験を実施する旨を定めたのであるが、これを取り止め改めて

(1) 附則第9條試験の対象となる官職に在職し、病氣その他やむを得ないと人事院が認める事由により、その筆記試験を受験できなかつた者で、附則第9條試験の筆記試験終了後20日以内に人事院事務局、又は各地方事務所に願ひ出て既に承認を得た者。

- (2) 海外渡航中、又は、庁舎火災のため、附則第9條試験を受験出来なかつた者で昭和25年5月23日までに人事院総務局に申し出て承認された者。
- (3) 昭和24年12月25日(申込締切日)以後昭和25年5月15日までの間に指定官職に任命され、5月15日に現にその官職に在職しており、その指定官職の属する職類を受験していないもので、昭和25年5月23日までに人事院事務総局に申し出て承認された者。(但し、指定官職とは人事院指令第18号第3項により指定官職とみなされる官職及び、同指令第4項により追加して指定された官職を含み、(3)により在職者が受験しうるのはその在職している指定官職の属する職類についてのみ受験を認める。)

を対象とする追試験を実施した。

以下その概要を述べる。

(1) 申込受付期間

昭和25年5月13日から同年5月23日午後5時迄

(2) 試験地

東京、大阪、仙台の3ヶ所

(3) 試験実施日程

(i) 第1次筆記試験(一般行政)

昭和25年5月27日(土曜日)午前8時50分より

(ii) 第2次筆記試験(一般行政、医務、農業土木、以外)

昭和25年5月28日(日曜日)

午前8時30分より

(iii) 第3次筆記試験(医務、農業土木)

昭和25年6月10日(土曜日)午前8時30分より

(4) 筆記試験の職類数

一般行政、総務、人事、統計、予算会計、財政経済、税務、法律、外事、教育、陸運、海運、業務、社会福祉、農業経済、農学、林学、水産、労働、通信管理、経済事業、電力事業、鉄鋼事業、建設、土木、機械、電気、通信、農業土木、医務、警察

以上31職類

(5) 受験状況

(i) 第1次筆記試験

受験状況は、下表の如くであり、欠席率は、約6%に止まり良好であつた。

受験状況一覽表

在外の 区別	階	仙 台			東 京			大 阪			計		
		予	欠	出	予	欠	出	予	欠	出	予	欠	出
在 職 者	I				5	1	4				5	1	4
	II				5	0	5				5	0	5
	III	1	0	1	9	0	9	1	0	1	11	0	11
	IV	10	1	9	35	0	35	20	3	17	65	4	61
	計	11	1	10	54	1	53	21	3	18	86	5	81
在職者外		8	1	7	7	0	7	0	0	0	15	1	14
計		19	2	17	61	1	60	21	3	18	101	6	95

(ii) 第2次筆記試験

→ 受験状況は別紙14の如く欠席率3%で良好であつた。

(iii) 第3次筆記試験

受験予定者数2名中全員出席した。

(6) 採点及び結果の処理

採点及び結果の処理は附則第9條試験と同様に計画され同一基準に基いて処理された。

(イ) 警察職類については前回の附則第9條試験の結果作成された任用候補者名簿からの提示によつては必要な数の任用候補者が得られなかつたため、附則第9條試験と同一目的及び方法の下に行われた。

以下その概要を述べる。

(1) 申込受付期間

昭和25年6月14日から同年6月24日まで

(2) 試験地

東京、大阪の2ヶ所

(3) 試験実施日程

昭和25年6月27日(火曜日)

午前9時から12時まで(3時間)

午後1時から4時まで(3時間)

(4) 受験状況

受験予定者数24名が全部出席した。

試験地	受験予定者数	受験者数
東 京	13	13
大 阪	11	11
計	24	24

(5) 採点及び結果の処理

前回の附則第9條試験及び追試験を同一条件の下に判定するため粗点より標準得点に換算し、以下同一基準に基き、個々の能力を識別するよう努力した。

8 身体検査

身体的条件の検査は、任用資格の認定と筆記試験の両方に合格した民間よりの応募者に対し、昭和25年6月1日より全国で一斉に実施した。実施に際しては、合否の判定を全国画一的に施行するため、実施事務要領書を作り万遺漏のないよう注意した。

以下その概要を述べる。

ア、試験地及び試験場

試 験 地	病 院 名	試 験 地	病 院 名
札幌市	札幌市立病院	広島市	広島果生部
仙台市	東北大学附属病院	岡山市	岡山保健所
秋田市	秋田保健所	鳥取市	日赤鳥取支部
東京都	国立東京第一病院	山口市	中央保健所
新潟市	新潟大学医学部附属病院	西條市	西條保健所
長野市	長野保健所	徳島市	徳島果保健所
名古屋市	国立名古屋病院	高知市	高知赤十字病院
金沢市	国立金沢病院	善通寺町	国立善通寺病院
大阪府	大阪赤十字病院	福岡市	国立福岡病院

試験場の選定については、受験者の居住地の近辺にして且つ、レントゲン撮影等、健康診断設備

を有する権限ある施設を決定した。

(イ) 検査実施日程

段階 I 昭和25年6月1日

段階 II III " 3日

段階 IV " 8日

上記の如く段階別に1日、3日、8日の3回にわけ実施した。

(ウ) 受験状況

受験予定者数284名中欠席者1名であつた(別紙17参照)

(エ) 可否の基準

主として胸部疾患に対する、検査を行い、可否の基準は職務を遂行し得ることを主眼とした。

9 身上調査並びに人物考査

これは調査局が任用局の要求に基づいて行つたものであつて、目的により次の2種類に大別される。

1 は受験者の任用資格審査の基礎となる申込書記載内容の確認であり、他は高級職員としての資質の評定である。

前者は身元、官歴、職歴、学歴の調査があり、後者は II 項目からなる人物評定用の特別調査票を使用してこれを行つた。

調査はその性質上、原則として調査員が関係者に直接面接して実地にこれを行い、特に件数の多い場合あるいは、僻遠地の場合にのみ通信の方法によることとした。

調査結果について充分な検討を加え、必要あるものについては更に再調査を行い、以て万遺憾のない様に努めた。

この調査に従事した職員は本院調査局局長以外に指導調査員10名、調査員90名、書記20名、計120名で、その内約20名を地方事務所に配置した。これらの調査員に対して本調査の重要性に鑑み、調査実施前に特別の研修を実施し以て調査の万全を期した。

今回の国家公務員法附則第9條に基く試験は本年1月に実施された試験に諸種の事情で受験出来なかつた者のための追試験と警察職類に対する追試験との3段階に分けて実施されたが、調査もこれに対応して3段階に分けて行われた。即ち1月の試験に対する調査は本年1月4日に着手以来6月3日に完了する迄約5ヶ月間に亘り行われ、その調査対象は7644名に及んだ。

追試験の調査は5月30日より6月13日に至る約2週間に行われ、その調査対象数は37名であり、追試験の警察職に対する調査は24名を対象として6月24日より同30日に亘る間にこれを完了した。上記各調査を通算すれば本年1月4日より6月30日に至る約半年の調査期間に7705名の受験者に対する調査が実施完了されたこととなる。

試験及び追試験を通じ任用資格審査調査のために発行された調査票は受験者の身元、犯罪関係等の調査のための身元調査票が672枚、又前歴調査のための民歴、官歴調査票が各々620枚及び29枚宛である。この他学歴調査のための10枚の調査票が、使用されたが、これらの調査票は全受験者につき使用されたものでなく、調査実施中に疑義を生じたものについてのみ使用されたものである。実地調査或は前記調査票等による調査の結果身元調査に於て14件の犯罪事実が発見され、経歴調査により8名の経歴詐称者が判明、更に学歴調査により1名の学歴詐称者が判明した。

高級職員としての資質判定のため全受験者につき使用された特別調査票は1受験者につき最低3通を使用した。これはすべての段階(I II III IV)を通じて1通は本人の現在の直属監督者に、他の2通は過去の直属監督者又はこれに準ずる人にその評定を依頼するのを原則とした。

この調査票は受験者本人に対して発送する事はもちろんなかつたが、本人と利害関係の深い人や

試験の競争者に評定依頼することが仮にあつても、評定者が本人を客観的に公平に評定しているかどうかの判定にも使用出来るので、必ずしもこれらの人を選ばせる必要はなかつた。

特別調査票は附則第9條試験の調査に26,751枚、追試験に55枚、追試験(警察職類)に96枚、計26,905枚が発行され、1受験者に付平均3.5通宛使用されたことになる。

前記26,905枚の調査票のうち7,761枚は地方事務所で他は本院でこれを処理した。

調査票判定の基準は次の通りである。

受験者を熟知しており、且つ特別の結びつきのない評定者3人以上を選んで、次の項目毎に5段階に評定を依頼し、最後に評定者の総評を付してもらつた。その項目毎の評定において普通以下の評定に重点を置き、3人あるいは3人以上の評定者の一致度によつて最後判定を行うため次の手続をとつた。

1. 評定項目

(1) 外観 (2) 勤務態度 (3) 能率 (4) 協調性 (5) 責任感 (6) 素行
(7) 表現力 (8) 独創力 (9) 教育力 (10) 統率力 (11) 企画力 及び総評

2. 評定段階点

(1) 最優+2 (2) 優+1 (3) 普通0 (4) 劣-1 (5) 最劣-2 総評は3段階とし (1) 推せん可能 a (2) 条件付推せん可能 b (3) 推せん不可能 c とする。

3. 評定処理

(1) 同一項目に(-1)が二つ以上あるもの ×
(2) 同一項目に(-2)が二つ以上あるもの
(-2)と(-1)を含むもの 共に ※
(3) 総評中 (b)が二つ以上あるもの ×
(4) 総評中 (c)が二つ以上あるもの
(c)と(b)とを含むもの 共に ※

4. 不適格者基準

(1) 総評中※のあるもののうち(c)が二つ以上あるもの
(2) 総評中※のあるもの×のあるものでも総評cが決定的なものであるもの
(3) 総評中 (b)の評語を有し、且つ項目中評定(6)(9)(10)(11)等に※印のあるものは(c)と同様の取扱をする。

5. 再調査

(1) 評定の不当なもの(総評が悪く項目評定の良いもの等)
(2) 3人の評定者の項目評定あるいは総評に著しく差のあるもの
(3) 評定者の採り方が著しく偏していると思われるもの

以上のものは、公平を期するために再調査し、再評定を行つた。

10 合格者の決定と任用候補者名簿の作成

(1) 合格者の決定

筆記試験の合格点をきめるに当つては、結果処理の項において説明した標準偏差を用いることとした。試験としては、この筆記試験のほか、次にのべるようにいろいろの試験があるので、特に悪いものを除くという点から考えて、平均から1標準偏差下(-1σ)を以て合格点とした。これ以下の受験者というと、平均を下まわることσの1単位でわずか15%のものが不合格ということになり、試験が対象としている能力の測定に多少の誤差があつたとしても、優秀なものが、落ちることのない安全な合格線をねらつたわけである。但し、いくつかの職類にあつては、数が少く標準偏差を算出する意味がないので、得点の分布状態を参考とし、-1σに相当する順位を基として合格点をきめた。

次に身体検査の合格基準であるが、これは胸部疾患の有無の診断を第1とし、職務に堪えられるかどうかを基準とした。

人物考査の合格の判定基準については、前述してあるので省略する。経歴評定は試験公告に記載されてある年数に達しないものは不合格とした。その経歴算定に当つては、1つの職類に対して数えた経歴は他の職類の経歴算定には加えず、別々に計算したことはもちろんである。受験者が、申込書を提出してから採用に至るまでにどんな試験や検査を受け、どの様にふるいにかけられ選択されるかを次に図示する。各試験段階における合格率は各職類で異なるので、別表21「試験最終結果一覧表」を参考にされたい。

1. 受験者 ○○○○○○○○○○○
2. 経歴評定合格者 ○○○○○○○○○○
3. 第1次筆記試験合格者数 ○○○○○○○○
4. 第2次筆記試験合格者数 ○○○○○○
5. 身体検査合格者数 ○○○○
6. 特別調査合格者数 ○○○○ →此の数が候補者名簿につて提示されその中から採用される。(最終合格者数)
7. 採用者 ○

一般行政の試験結果につき、各官庁別にあらわれた結果の一部を次にかゝけて参考に資する。

粗点 75 点以上各官庁別人数一覧表

人事院	4
総理府	3
国家地方警察本部	4
特別調達庁	1
大蔵省	2
国税庁	2
印刷庁	1
厚生省	1
農林省	4
林野庁	1
通商産業省	2
資源庁	2
特許庁	1
運輸省	2
郵政省	3
電気通信省	1
労働省	1
建設省	1
経済安定本部	3
公共企業体	1
民	1
計	41

全体の平均点より $+0.5\sigma$ 以上の平均点を得た官庁は次の通りである。(平均点は57.1)

1. 人事院 64.0
2. 統計委員会 63.7
3. 国家地方警察本部 62.8

4. 賠償庁 61.6
5. 行政管理局 61.0
6. 引揚援護庁 62.8
7. 特許庁 63.9

ヒロガリを示す標準偏差は、全体としてみると9.0点になるが、官庁別に見るとかなりの差がある。平均とくらべてヒロガリの大きいものと、特に小さいものとをあげて見ると次のようになる。

(1) ヒロガリの大きいもの、非常に成績の良い者がある反面、成績の非常に悪い者があるというものである。

- | | |
|-------|-----|
| 食糧庁 | 9.1 |
| 郵政省 | 9.2 |
| 法務府 | 9.3 |
| 公共企業体 | 9.2 |

(2) ヒロガリの小さいもの、成績の良い者と悪い者との得点のちがいが、そんなに大きくないもの。

- | | |
|-------|-----|
| 通商産業省 | 7.3 |
| 工業技術庁 | 6.6 |
| 物価庁 | 7.4 |
| 外務省 | 7.1 |
| 文部省 | 7.0 |

(2) 任用候補者名簿の作成

筆記試験、身体検査、人物考査及び任用資格評定の結果最終合格者として決定された者は、別表21に示す通り延 8,489 人で、それぞれの任用候補者名簿に高点順に登載された。

任用候補者名簿は、試験公告の60の職類毎に作成され、5月31日付をもつて人事院会議の議決により確定された。この名簿は確定後2年以内において、人事院が議決により失効させるまで効力を有するものである。

11 任用資格の評定

受験者の各官職に対する任用資格の審査及び評定は、第2次筆記試験終了後次の方法により行つた。

受験申込書を60の職類に分類整理し、一つの職類に対する受験申込書から受験者の経歴を判断して、各官職に対する試験公告別表に記載されている一般資格甲乙及び特別資格甲乙の任用資格要件を抽出し、受験者が如何なる官職に対して任用され得るかを評定した。このため、別表20の様式による任用資格評定表を使用し受験者の有するすべての資格を記号を以て表示した。

この評定表を整理統合することによつて後述13の(5)の官職別有資格者名簿が作成される。

評定は4月末に終了した延 12,206 件であつた。

12 任用候補者の提示の方針

指定官職に対する任用候補者の提示は、人事院規則8—11の規定するところに従い、試験の結果作成された任用候補者名簿により行われる。任用候補者名簿の有効期間中において、指定官職に職員を任用する場合には、法及び規則に別段の定めがない限り、とくに人事院の承認をえた場合のほか、すべてこの名簿に記載され、人事院より提示を受けた者の中から行わなければならない。

A 指定官職にはじめて職員を任用するための提示

(1) 提示の請求及び提示の延期

指定官職にはじめて職員を任用する場合は、国家公務員法第58條にいう任命権者よりの任用候補者の提示の請求は、とくに必要とせず、任用候補者名簿確定の日に請求があつたものとみなされる。従つて提示の延期を希望する場合は、予め人事院に対し延期の申請をなしその承認を得なければならない。

(2) 提示の方法

提示は、指定官職1につき、その官職に任用資格を有する志望者3人を任用候補者名簿より高点順に提示することを原則とする。但し任用の辞退その他にそなえて、人事院はこのほかに附加して提示することができる。提示の方法の詳細は別表9「指定官職に対する任用候補者提示手続」を参照されたいが、これを要約すれば、

- 提示は全職類同時に、段階順に行う。
- 同一任命権者に属する同一任用資格を必要とする官職群毎に任用候補者提示書を作成する。
- 高点順に、任用候補者が任用資格を有する官職のうち、最も希望順位の高い官職の属する官庁に提示する。
- 提示すべき員数は次のとおりとする。(n は官職数とする)

正式提示員数 = $n + 2$

附加提示員数 = $\frac{n-1}{3}$ の整数部分 $\times 2$

但し附加提示員数は適宜増加することができる。

- c によつては提示すべき員数をみだすことができない場合は、任用資格のある任用候補者をその官職を希望すると否とに拘らず、c により提示される者の次位に高点順に提示する。
- 提示の延期がなされた官職に対する提示も、延期の期間が満了したときに、上記に準じて行う。

(3) 任命権者の選択の方法

- 提示をうけた任命権者は、任用候補者提示書に記載された者の中で、官職1につき高点順の3人のうちから選択しなければならない。但し、1の任用候補者提示書により補充すべき官職が4以上ある場合には、3度考慮されてなお選択されない任用候補者を、考慮の外におくことができる。
- 提示された任用候補者が、官職の数にみたない場合においても、任命権者は、とくに人事院の承認をえないかぎり、提示された任用候補者により、その任用候補者の数だけの官職に職員を任用しなければならない。

B 既に職員が任命された指定官職に更に欠員が生じた場合の提示

Aにより、又は後述の14により職員が任命された指定官職に更に欠員が生じた場合は、この任用候補者名簿の有効期間中は、やはりこの任用候補者名簿からの提示により、職員を任用するのを原則とする。この場合の提示は、任命権者からの任用候補者の提示の請求に応じ、その都度Aに準じて提示する。

13 提示事務の実施

提示事務の実際について以下に尙詳細にのべる。

(1) 官職の変動の取り扱い

指定官職の職務内容の変動に伴い、指定官職の職務と責任の全部又は一部を引き継いだ官職及び新設の官職については、その都度任命権者より異動報告を受け、人事院指令第18号第3項により、指定官職とみなされるものであるか否か、又は同指令第4項により、指定すべきものである

か否かを決定し、指定官職となるものについてはそれぞれ任用資格を決定した。

(2) 官職の分類

すべての指定官職につき、任用資格の差異により分類し、任用資格の同一なる官職群を記号を以て表した。これが提示を行う単位となる。前述の任用資格評定票にもその者が任用されうる官職群をこの記号を用いて表してある。

(3) 提示すべき官庁の決定

提示は、各職類及び段階毎に、任用候補者の最も希望する官職の所属官庁のすべての指定官職のうち、任用資格のあるものに提示するのを建前とする。このため、提示すべき官庁の決定は慎重を要し、その基礎となるものは本人が受験申込の際提出した別表11の「任用希望調査」に記載されてあるところによつた。なお異議のあるものについては個々に本人に照会して決定した。

(4) 任用候補者カードの作成

任用希望調査より提示に必要な事項のみを転記し、これに得点、任用資格のある官職群の記号及び提示すべく決定された官庁名を記入した任用候補者カードを職類別に作成した。

(5) 有資格者名簿の作成

提示の単位となる任用資格を等しくする官職群毎に有資格者名を記載した名簿を作成した。有資格者の実数を段階別に表示すれば、別表22のとおりである。

(6) 提示

提示は別表23の「任用候補者提示書」により行つた。提示は任命権者側の事情を考慮し、段階Iに属する官職(6月3日)、段階II及びIVのうち、人事主任官たる官職(6月9日)、段階II及びIIIに属する官職(6月12日)、段階IVのうち、人事主任官たる官職を除いたすべての官職(7月10日)の順に提示した。

8月31日現在の官庁別提示状況は、別表25、26の「指定官職に対する提示結果一覧表」を参照されたい。

(7) 提示の延期

提示の延期は、予め人事院に対し延期の申請があつた官職で人事院会議により承認された官職について認めた。その理由の主たるものは、(ア)近く機構改革により廃止される見込の大なる官職であること、(イ)現にその官職に在職している者が、ある時期までは引き続き勤務しないと、事務の能率を甚だしく阻害するおそれがあること等である。

8月31日現在の提示延期官職は26である。

(8) 任用の辞退の取り扱い

任用候補者提示書には、提示された任用候補者1人につき3部の別表24「任用についての意向調査」用紙を添えた。この意向調査はそのまゝ辞退届に代用しうるもので、任命権者より意向調査を送付された任用候補者が、それに辞退の意思を表明すれば、それが任命権者を經由して人事院に廻付され、人事院がその辞退を承認するか否かの決定をして再び任命権者を經由して任用候補者に1部返付される。もつとも、この意向調査は必ずしもすべての任用候補者に送付する必要はなく、早に任命権者の事務処理上の便宜を考慮したものであるから、任命権者が他の方法により本人の意向を確め、その結果により辞退と認める場合には、辞退と認めた客観的な事実を記載してその氏名を人事院に報告し、それに基づいて人事院がその辞退を承認した。

(9) 任用候補者名簿の閲覧

任用候補者名簿は、法第53條の規定により、関係者の閲覧に供することになつてゐる。但し提示事務に使用のため、確定後相当の日数を経てようやく閲覧に供することができることとなつた。

14 任用候補者名簿によらない任用

いうまでもなく、指定官職への職員の任用は、特に人事院の承認を経た場合のほか、任用候補者名簿からの提示によらなければならない。しかし、次の2つの場合は、任命権者は、任用候補者名簿からの提示によることなく、人事院の審査及び承認を経て、指定官職に職員を任用することができることになっている。

(1) 規則 8-11 第9項による場合

任命権者は、人事院より、任用候補者名簿には必要な任用資格を有する者がいないか又は不足する旨の通知を受けた場合には、任命権者は、人事院の審査承認を経て職員をその指定官職に任用することができる。

(2) 規則 8-11 第11項但書による場合

任用候補者名簿の有効期間中において、規則 8-11 の規定によりすでに職員が任用された指定官職に、更に欠員が生じた場合は、やはり、任用候補者名簿からの提示により職員を任用するのを原則とする。但し、任命権者は人事院の審査及び承認を経て、欠員の生じた官職と同種の他の指定官職に、任用候補者名簿からの指示により又は上述の規則 8-11 第9項によつてすでに指定官職に任用された職員をもつてその官職の欠員を補充することができる。

15 任 命

任命権者は、人事院よりの提示の日から 40 日以内に職員を任命しなければならない。提示は大休において段階順になされ、段階Ⅳに属する官職への提示は 7 月10日になされたから、8 月19日までに、提示の延期が承認されたものを除くすべての指定官職への職員の任命が行われた。

但し、任命権者は、この 40 日の期間の延長について特に人事院の承認を求めることができる。8 月 31 日現在任用すべき期間の延期を人事院が議決により承認した官職は 141 (指定官職総数の約 6%) である。その理由の主なるものは、

- (ア) 候補者中に海外出張中の者がありその意向を確認できないこと。
- (イ) 職務の特殊性よりして人選が困難であること。
- (ウ) 警察予備隊の編成と関連して容易に決定しないこと、等である。

任命の人事異動用語としては「人事院規則 8-11 による任用」の用語が用いられる。こうして法附則第9條に基づき規則 8-11 により任用された者は、恒久的な地位を附与される。現に官職にある者も新たに採用されたものとみなされ、この日から条件附任用の期間がはじまる。指定官職に職員が任用されたとき、それまでその官職に在任していた者の臨時的任用は終了する。終了に際しては、この者を指定官職から転退職させることもできる。この場合の人事異動用語としては、「失職」の用語が用いられる。この転退職については、法に規定する不利益処分に対する審査の請求権は与えられない。

16 結 語

国家公務員法附則第9條による試験が公告されたのは、昭和 24 年 11 月 12 日であつた。この日、浅井人事院総裁は、この試験の意義について、次の如き総裁談を發表した。

「一般職に属する行政官吏は、国会及び内閣に対し誠実勤勉であつて、知識と技能に富んだよき助言者たるべきものである。

近く施行する国家公務員法附則第9條の試験は、旧来の日本ビューロクラシーの弊を除き、この意味でのよき幹部職員を得ようとするものである。又この試験を公開競争試験として施行するのは、平等取扱の原則に基き、広く人材を国民の間に求め、官界の空気を更新しようとするものである。」

この試験の経過については、既に記したところであるが、顧りみるに、この試験がわれわれの日程に上つたのは、一昨年の晩秋の頃であつた。従つて、試験結果による候補者の提示業務が終了した現在までに、約二年の歳月を費したわけである。

この試験業務に従事した職員は、任用局企画課約 30 名、試験課約 130 名、その他、調査関係に約 120 名、計 280 名であつた。

この試験の結果、指定官職に職者の異動は 18% に上り、この異動官職には、それぞれ、人事院より提示された合格者が任命された。又先に述べた如く、この試験の結果、作成された任用候補者名簿は、原則として 2 年以内は有効であるから、この期間における指定官職への任用は、この名簿によつて行われるとすれば、この試験の効果というものは更に将来にも期待するものが有るのである。

この試験が発表されて以来、各界における関心は極めて大なるものがあり、各種報道機関においても、この成果に注目し、社説により、あるいは記事により、しばしば報道され、大いに新しい人事行政に関して国民一般の世論を喚起するに与つて力があつた。

この試験の性質として、高度の機密の保持が要請されたこと又限られた期間と限られた人員とを以て、この業務に當つたために、この試験の趣旨において真の意味するところを周知徹底する点においてあるいは不十分なところがあり、また、試験の実施及びその後の結果処理の過程において、受験者に対して多少の誤解や誤報等があつたことは否定することはできないが、しかし大きな障害も過失もなく、この画期的な事業が一応完結し、所期の成果をあげ得たことは各界の強力な支援と協力の賜物であると信ずる。

別表 1

国家公務員法附則第9條

第9條 人事院の指定する日において、事務次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時的に任用されたものとみなす。この臨時的任用は、昭和23年7月1日から3年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。人事院は、随時それらの官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しなければならない。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを転退職させることができる。

人事院は、昭和23年7月1日から2年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければならない。

別表 2

人事院は、国家公務員法に基き、国家公務員法附則第9條の試験に関し次の人事院規則を制定する。

昭和24年11月12日

人事院総裁 浅井 清

人事院規則7—4 (昭和24年11月12日施行)

国家公務員法附則第9條の試験

- 1 法附則第9條の規定により人事院の指定する官職に職員を任用するための試験は、人事院が行うものとする。この場合において、受験者に必要な資格は、別に人事院が定める。
- 2 人事院の職員で前項の試験の問題作成に直接関与した者は、この試験を受けることができない。

別表 3

人事院は、国家公務員法に基き、国家公務員法附則第9條の臨時任用に関し次の人事院規則を制定する。

昭和24年11月12日

人事院総裁 浅井 清

人事院規則8—10 (昭和24年11月12日施行)

国家公務員法附則第9條の臨時任用

- 1 この規則中指定官職とは、法附則第9條第1項の規定により人事院の指定する官職をいい、指定日とは、同項の規定によりその官職について人事院の指定する日をいう。これらの指定は、指令をもつて行い、この指令は、官報に掲載しなければならない。
- 2 指定日において指定官職に在職する職員は、その指定日から、指定日以後において規則8—11第2項、第9項又は第11項但書の規定によることなく指定官職に任用された職員は、その任用の日から、それぞれその指定官職に臨時的に任用されたものとみなす。
- 3 前項の規定による臨時任用は、規則8—11第2項又は第9項の規定によりその指定官職に職員が任用されるときに、それぞれ終了するものとする。但し、いかなる場合においても、その臨時任用は、昭和26年6月30日をこえて継続することはできない。
- 4 この規則の規定により臨時に任用されるものとみなされる職員の分限については、法附則第9條の定める試験の結果に基きこれを転退職させる場合の外は、法第81條第1項第1号の規定を適用しない。

別表 4

人事院は、国家公務員法に基き、国家公務員法附則第9條の規定により人事院の指定する官職への職員の任用に関し次の人事院規則を制定する。

昭和25年11月12日

人事院総裁 浅井 清

人事院規則8—11 (昭和24年11月12日施行)

国家公務員法附則第9條の規定により人事院の指定する官職への職員の任用

- 1 規則8—10第1項に規定する指定官職（以下指定官職という。）への職員の任用については、同規則第2項の規定により臨時的とみなされる任用の場合を除いてこの規則の定めるところによる。
- 2 人事院は、指定官職に職員を任用するため、規則7—4第1項に定める試験の結果に基づいて任用候補者名簿を作成し、これに基づいて任命権者に任用候補者を提示しなければならない。任命権者は、提示された任用候補者のうちから、職員を任用しなければならない。
- 3 前項の規定により作成された任用候補者名簿は、その確定の日から二年をこえない期間内において人事院がその議決により失効させるまで効力を有する。
- 4 任命権者が第2項の規程により、それぞれの指定官職へはじめて職員を任用しようとする場合の任用候補者の提示の請求は、すべて当該任用候補者名簿が確定された日になされたものとみなす。但し、任命権者が人事院に対し提示の延期を申し出でてその承認を得た場合は、この限りでない。
- 5 任用候補者名簿による職員の任用は、当該任用候補者名簿に記載された者のうち、任用すべき者1人につき、当該任用に必要な資格として人事院が別に定める要件を有すると事務総長が認めた者で、且つ、試験における高得点者の志望者3人のうちから、これを行うものとする。但し、1の任用候補者提示書により補充されるべき指定官職が4以上ある場合の任用候補者の提示において、そのうち3の指定官職への任用につき選択の範囲にはいりながら1の任命権者によつて選択されなかつた任用候補者は、その任用候補者提示書により補充されるべき指定官職中残余の指定官職への任用については、その任命権者は、これをその選択の範囲から除いて、当該提示にかゝる高得点者の志望者3人のうちから、その選択を行うことができる。
- 6 任用候補者の提示については、事務総長は、任命権者に対し、当該指定官職への任用の候補者たるべき前項の規定による志望者を当該任用候補者名簿から選択して、補充しようとする指定官職の数に2を加えた員数の者を高得点順に提示するものとする。
- 7 事務総長は、第5項但書の場合又は提示される任用候補者の任用の不承諾の場合に備えて、当該任用につき任用候補者名簿中前項の規定により提示される者の次位にある者から高得点順に附加して提示することが出来る。但し、任用のための選択は、第5項の定めるところにより、それぞれの指定官職につき、すべて高得点者の志望者3人のうちから行わなければならない。
- 8 事務総長は、第6項に規定する志望者が同項の規定により提示されるべき員数に満たない場合には、その志望者全員を高得点順に提示するものとする。この場合においては、任命権者は、特に人事院の承諾を得た場合の外は、提示された員数の任用候補者の中からすべての当該指定官職を補充するか、又は提示された任用候補者によりその提示された任用候補者の数だけの指定官職を補充しなければならない。
- 9 指定官職に適当な任用候補者が任用候補者名簿にない旨人事院から通知を受けた場合又は補充されるべき指定官職の数が提示された任用候補者の数をこえる場合には、規則に別段の定めがない限り、任命権者は、人事院の審査及び承認を経て、その指定官職又はそのこえた数の指定官職に、それぞれ職員を任用することができる。
- 10 任命権者は、特に人事院の承諾を得た場合の外は、提示の日から40日以内に、任用すべき者を選択し、指定官職に任用しなければならない。

- 11 第3項に規定する任用候補者名簿の有効期間中において、第2項又は第9項の規定によりすでに補充された指定官職に更に欠員が生じたときは、任命権者は、法第58條の規定に基づき、人事院に対し請求をなし、第9項の規定により欠員を補充する場合を除き、すべて第2項に規定する任用候補者名簿からの任用候補者の提示により、これを補充しなければならない。但し、任命権者は、規則に別段の定がない限り、あらかじめ人事院の審査及び承認を経て、当該指定官職の欠員を、これと同種の他の指定官職に第2項又は第9項の規定によりすでに任用された職員をもつて補充することができる。
- 12 この規則のいかなる規定も、規則8—10第2項の規定により指定官職に臨時的に任用されたものとみなされる者が、第2項、第9項又は第11項但書の規定により当該指定官職に再び任用されることを妨げるものではない。
- 13 規則7—4第1項の試験の実施に直接関与した職員で人事院が別に定める官職に在任する者は、人事院の指定する日において、その在任する官職に対し、法に基づく手続によつて資格を与えられ、且つ、第2項の規定によつて任用されたものとみなす。
- 14 第2項又は第9項の規定により指定官職にはじめて任用された職員で、その任用の際官職に在任していた者は、これを当該任用については、当該指定官職に新たに恒久的地位を附与されて採用された者とみなす。但し、条件附任用に関する法及び規則の規定の適用を免除するものではない。
- 15 この規則で定めるものの外、指定官職への職員の任用については、職員の任用及び叙級、任用候補者名簿、任用候補者の提示及び任用の辞退に関する規則の規定中各相当規定を準用する。

別表5

各省各庁の長

人事院指令第18号

国家公務員法附則第9條の規定による人事院の指定

- 1 人事院は、国家公務員法附則第9條第1項及び人事院規則8—10第1項の規定に基づき、別表上欄に掲げる行政組織の下欄に掲げる官職を指定する。
- 2 人事院は、国家公務員法附則第9條第1項及び人事院規則8—10第1項の規定に基づき、人事院の指定する前項の官職（以下指定官職という。）については、昭和24年11月12日を指定する。
- 3 1以上の指定官職（この項の規定により指定官職とみなされる官職を含む。）の職務と責任の全部又は1部を引き継いだ官職は、人事院が別に定める場合を除いて、その引継の日から指定官職とみなす。これらの官職については、その引継の日をもつて人事院の指定する日（以下指定日という。）とみなす。
- 4 職務の複雑と責任の度において指定官職又は指定官職とみなされる官職に類似する官職で、第1項の規定施行の日以後において新設されたものは、人事院が別に定める場合を除いて、人事院指令で指定官職に追加して指定するものとする。この場合の指定日については、別に人事院指令で定める。
- 5 各省各庁の長は、第1項の規定施行の日以後において、その管理に属する官職で前2項の規定により指定官職とみなされるべきもの又は指定官職に追加されるべきものが生じたときは、直にその旨を人事院に報告しなければならない。

昭和24年11月12日

人事院総裁 浅井 清

別表6

国家公務員法附則第9條による試験公告

人事院事務総局

(東京都千代田区霞が関1の2 人事院ビル内)

この試験は、公務の民主的且つ能率的な運営を保障しようとする国家公務員法に精神に従つて、同法附則第9條に基づき、各官庁の事務次官、局長、部長、課長等の人事院の指定する上級の官職に最も適格な人材を就任させるために行われるものです。従つて、この試験は公開競争試験として行われ、現在国家公務員である人のみならず、広く民間の人達も必要な受験資格があれば受験できます。なおこの試験の結果作成される任用候補者名簿は、1回限りの任用に使われるものではなくこの名簿の有効期間中は将来の欠員に対しても使われることになります。

1 この試験の対象となる官職

この試験の対象となる官職は、人事院が人事院指令で指定し、官報に掲載します。

2 試験実施上の官職の区分

試験実施の必要上、この試験の対象となる官職とその職務内容の類似性その他の要素により次の職類に区分します。

1 一般行政	2 恩給	3 矯正保護	4 印刷造幣管理
5 気象観測	6 測量	7 麻薬	8 獣医
9 競馬	10 蚕糸	11 政治調査	12 工業技術
13 特許	14 郵政	15 経済調査	16 総務
17 人事	18 統計	19 予算会計	20 財政経済
21 税務	22 法律	23 外事	24 教育
25 陸運	26 海運	27 公衆衛生	28 医務
29 業務	30 看護	31 保健福祉統計	32 社会保険
33 社会福祉	34 農業経済	35 農学	36 農業土木
37 農芸化学	38 林業	39 畜産	40 水産
41 労働	42 通信管理	43 経済事業	44 機械事業
45 電気機械事業	46 通信機械事業	47 電力事業	48 鉄鋼事業
49 鉱業事業	50 化学事業	51 繊維事業	52 建設
53 土木	54 建築	55 機械	56 電気
57 鉱山	59 通信	59 造船	60 警察

各官職がいずれの職類に属するかは、別表1を参照して下さい。

3 受験資格

(ア) 年齢

申込締切日において満30才以上の者。但し、申込締切日においてこの試験の対象となる官職に在職する者は、満30才未満でも受験することができます。

(イ) 経歴

受験しようとする職類に属する官職の1に任用される資格として必要な経歴を有する者。(第6項参照)

4 欠格條項

次の各号の1に該当する者は受験することができません。

(ア) 国家公務員法第38條の各号の1に該当する者。

(イ) 「公職に関する就職禁止退職等に関する勅令」(昭和22年勅令第1号)の規定により覚書該当者としての指定を受けた者又は「団体等規正令」(昭和24年政令第64号)の規定により覚書該当者としての指定を受けた者とみなされる者。

5 任用上の官職の区分

この試験による任用の必要上、この試験の対象となる官職とその責任の程度その他の要素により次の段階に区分します。

I II III IV

各官職がいずれの段階に属するかは別表1を参照して下さい。

6 任用資格

この試験の対象となる官職のいずれかに任用される資格を有する者は、その官職の属する職類の試験を受けることができますが、官職への任用は、その官職についての任用資格を持つている者だけに限られます。

(ア) 一般資格

この試験の対象となる官職に任用されるためには、警察職類に属する官職を除いては、一般的にいつて、一般資格として次の経験を必要とします。

(1) 段階Ⅰに属する官職に任用されるには、最近15年以内において、その官職が属する職類の官職と職務内容が同種又は密接な関連があると認められる職に8年間在職し、且つ、その8年間の内外を問わず最近15年以内において、少くとも1年間は段階Ⅱに属する官職又はこれと同程度若しくは同程度以上の責任ある地位に在職したか、又は少くとも2年間は段階Ⅲに属する官職又はこれと同程度若しくは同程度以上の責任ある地位に在職したことを必要とします。

(2) 段階Ⅱに属する官職に任用されるには、最近15年以内において、その官職が属する職類の官職と職務内容が同種又は密接な関連があると認められる職に7年間在職し、且つ、その7年間の内外を問わず最近15年以内において、少くとも1年間はⅢ段階に属する官職又はこれと同程度若しくは同程度以上の責任ある地位に在職したか、又は少くとも3年間はⅣ段階に属する官職又はこれと同程度若しくは同程度以上の責任ある地位に在職したことを必要とします。

(3) 段階Ⅲに属する官職に任用されるには、最近10年以内において、その官職が属する職類の官職と職務内容が同種又は密接な関連があると認められる職に6年間在職し、且つ、その6年間の内外を問わず最近10年以内において少くとも2年間は段階Ⅳに属する官職又はこれと同程度若しくは同程度以上の責任ある地位に在職したことを必要とします。

(4) 段階Ⅳに属する官職に任用されるには、最近10年以内において、その官職が属する職類の官職と職務内容が同種又は密接な関連があると認められる職に5年間在職し、且つ、その5年間の内外を問わず最近10年以内において「政府職員の新給与実施に関する法律」(昭和23年法律第46号)に定められた一般俸給表の10級職又はこれと同程度若しくは同程度以上の責任ある地位に在職したことを必要とします。

一般資格の詳細については別表2を参照して下さい。

(イ) 特別資格

以上の一般資格のほかに、一般的にいつて、官職によつてそれぞれ異なる特別な資格を必要とします。特別資格の詳細については、別表2を参照して下さい。

(ウ) 経験の取扱

一般資格及び特別資格の取扱については、民間における経験も官庁における経験も、同種同程度と認められるものはすべて対等に取り扱われます。なお年数計算に当つては、申込締切の日を基準とします。

(エ) 在職者に対する特例

申込締切日においてこの試験の対象となる官職の一に在職する者は、その官職及びこれと同一の任用資格を必要とする官職には(ア)及び(イ)に拘らず任用される資格が認められます。

7 試験の方法

試験は筆記試験、人物考査及び身体検査により行われます。

(ア) 筆記試験

筆記試験は各職類について各職類ごとに行います。

(1) 筆記試験の種類

筆記試験は第1次筆記試験及び第2次筆記試験とし、第1次筆記試験においては、各職類共通問題で一般的な行政能力の考査を行います。第2次筆記試験においては、各職類ごとにそれぞれの職類についての専門知識の考査を行います。但し、次に掲げる職類については、第2次筆記試験を行いません。

1 一般行政	2 恩給	3 矯正保護
4 印刷造幣管理	5 気象観測	6 測量
7 麻薬	8 獣医	9 競馬
10 蚕糸	11 猟政調査	12 工業技術
13 特許	14 郵政	15 経済調査

(2) 筆記試験の時期

試験の時期は次の通りです。

第1次試験 昭和25年1月15日

第2次 " " 1月22日

(第2次試験の試験日は必要に応じて追加することがあります。)

(3) 筆記試験地

札幌	帯広	秋田	仙台	東京	新潟
名古屋	金沢	大阪	高松	広島	松江
福岡	熊本				

(4) 追筆記試験

この試験の対象となる官職に在職する中で、病気その他やむを得ない事由によりこの筆記試験を受験できないものについては、人事院が承認した場合には、別に定めるところにより別の筆記試験を行います。

但し、人事院の承認を得るためには、筆記試験終了後20日以内に人事院事務総局又は各地方事務所に願ひ出なければなりません。

(イ) 人物考査

人物考査は各受験者について人事院が調査した結果の評定により行います。

(1) 人物考査の内容

各受験者につきこの試験の対象となるような上級の官職に適する人物であるかを評定します。

(2) 人物考査の時期

人物考査は申込受付の日以後任用候補者名簿確定の日までの間に行います。

(ウ) 身体検査

身体検査は筆記試験合格者に対して任用候補者名簿確定の日までの間に行います。但し、申込締切日において官職(この試験の対象となる官職であるか否かを問いません)に在職している者は、身体検査を免除されます。なお、身体検査の詳細については各筆記試験合格者に対し通知する予定です。

8 申込の方法

この試験を受験しようとする者は、受験しようとする職類1種につき受験申込書2部、希望調書1部及び最近撮影した手札型写真1葉(此の試験の対象となる官職に在職する者は写真の必要はありません。)に所定の事項を記入のうえ、希望の筆記試験地に応じて下記申込先に提出して下さい。

申込は郵送でも差支えありませんが、なるべく直接提出して下さい。

受験申込書用紙、希望調書用紙及び写真貼付用台紙は人事院事務総局又は各地方事務所に請求

して下さい。申込諸用紙を郵送で請求する際は郵便切手（12円）をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。（申込諸用紙を2組以上請求する人は、12円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を請求組数だけ同封して下さい。）試験地とこれに応ずる申込先は次の通りです。

試験地	申込先	所在地
札幌、帯広	人事院札幌地方事務所	札幌市北2条西7丁目西北海道食糧事務所札幌支所内
仙台、秋田	人事院仙台地方事務所	仙台市勾当台通り宮城県庁内
東京、新潟	人事院事務総局任用局試験課	東京都千代田区霞ヶ関1の2人事院ビル内
名古屋、金沢	人事院名古屋地方事務所	名古屋市中区南外堀町6の1
大阪	人事院大阪地方事務所	大阪市東区馬場町角
高松	人事院高松地方事務所	高松市五番町高松高校内
広島、松江	人事院広島地方事務所	広島市霞町広島県庁内7号前
福岡、熊本	人事院福岡地方事務所	福岡市築港町1

9 受験し得る職類の数

受験資格がある限り、受験し得る職類の数は制限しません。2種以上の職類を受験しようとする人は、申込に必要な書類を各々の職類について1組ずつ提出する必要があります。

10 申込受付期間

昭和24年11月21日から同年12月24日午後5時まで。

郵送の場合は12月24日午後5時までの着信に限り受け付けます。

11 合格者の発表

合格者の発表の方法及び時期は未定ですが、各合格者には合格通知を差上げる予定です。

12 合格者の任用

この試験の合格者は人事院によつて作成される各職類毎の任用候補者名簿に記載され、本人の希望をも考慮のうえ、成績順に、任用資格のある官職に提示され、その中から任命権者によつて任用されます。

13 各官職の職務内容及び責任の概要並びに給与

試験の対象となる官職の職務内容及び責任の概要は、「国家行政組織法」（昭和23年法律第120号）及び各省の設置法、組織規程等の各機関の組織に関するそれぞれの法令によつて御承知下さい。

給与は「政府職員の新給与実施に関する法律」（昭和23年法律第46号）による官庁の給与基準によつて支給されます。

若しこの公告（別表1.2を含む。）の記載事項に加除訂正を要するものがあるときには、その都度官報に掲載しますから常に注意して下さい。

別表7

国家公務員法附則第9条による追試験公告

昭和25年5月13日

人事院事務総局（東京都千代田区霞ヶ関1の2）

この試験は昭和24年11月12日付官報掲載の、国家公務員法附則第9条による試験（以下附則9条試験といいます。）を受験出来なかつた者について行われるものです。

1 受験資格

次の（ア）、（イ）、（ウ）の一に該当する者

（ア） 附則9条試験の対象となる官職に在職し、病気その他やむを得ないと人事院が認める事由によりその筆記試験を受験できなかつた者で、附則9条試験の筆記試験終了後20日以内に人

事院事務総局又は各地方事務所に願ひ出て既に承認を得た者。

（イ） 次の各項に該当する者

（1） 海外渡航中又は庁舎火災のため附則9条試験を受験できなかつた者で、昭和25年5月23日までに人事院事務総局に申し出て承認された者。

（2） 年齢

昭和24年12月24日において満30才以上の者。但し、同日において附則9条試験の対象となる官職（附則9条試験公告別表1参照）に在職する者は、満30才未満でも受験することができます。

（3） 経歴

附則9条試験公告別表2に示す受験しようとする職類に属する官職の1に任用される資格として必要な経歴を有するもの。但し、昭和24年12月24日において附則9条試験の対象となる官職の1に在職する者は、その官職及びこれと同一の任用資格を必要とする官職に任用される資格が認められます。

（ウ） 昭和24年12月25日以後昭和25年5月15日までの間に指定官職（昭和24年11月12日人事院指令第18号第3項の規定により指定官職とみなされる官職及び同指令第4項の規定により追加して指定される官職—以下これを追加指定官職という—を含む。）に任命され、昭和25年5月15日において在職し、且つ、その指定官職の属する職類を受験していない者で、昭和25年5月23日までに人事院事務総局に申し出て、承認された者。但し、この場合は、その指定官職の属する職類についてのみ受験を認めます。なお、追加指定官職に対する任用資格及びその属する職類については本公告の別表を参照して下さい。

2 試験の方法

試験は筆記試験、人物考査により行われます。

（ア） 筆記試験

（1） 筆記試験の種類

附則9条試験の筆記試験の種類と同じです。

（2） 筆記試験の時期

筆記試験の時期は次の通りです。

（i） 第1次筆記試験 昭和25年5月27日

（ii） 第2次 " " 28日

但し、一部の方については別の時期に行うことがあります。この場合は本人あて通知致します。

（3） 筆記試験地

仙台、東京、大阪

（4） 既に附則9条試験の第1次筆記試験又は第2次筆記試験を受験したものは、それぞれこの試験の第1次筆記試験又は第2次筆記試験を受験する必要はありません。

（イ） 人物考査

附則9条試験に準じて行われます。

3 申込受付期間及び申込先

（ア） 申込受付期間

昭和25年5月13日から同年5月23日午後5時まで。（執務時間内）

（イ） 申込先

人事院事務総局任用局 東京都千代田区霞ヶ関1の2 人事院ビル内

【註】 この追試験公告で特に示すものの外は、すべて「国家公務員法附則第9条による試験公告」に準じて行われますから参照して下さい。

別表 8

国家公務員法附則第9条による試験(警察職類) 公告

昭和25年6月10日

人事院事務局 東京都千代田区霞ヶ関1の2

この試験は、国家公務員法附則第9条に基づいて、昭和24年11月12日付官報外第132号所載の「国家公務員法附則第9条による試験」(以下前回の附則9条試験といいます)と同一の目的の下に行われるものです。但し、この試験は、前回の附則9条試験公告にいう警察職類に属する官職のうち、同試験の結果作成された任用候補者名簿からの提示によつては必要な数の任用候補者が得られなかつた官職についてだけ行われるものです。

この試験は、前回の附則9条試験と同様に公開競争試験として行われ、必要な受験資格があれば誰でも受験出来ます。又この試験の結果任用候補者名簿が作成されると、前回の附則9条試験の結果作成された任用候補者名簿に統合され、名簿の有効期間中はその官職への任用及び将来の欠員の補充のために使われることになります。

1 この試験の対象となる官職

この試験の対象となる官職は、別表の通りです。

2 受験資格

(ア) 年令

申込締切日において満30才以上の者、但し、申込締切日においてこの試験の対象となる官職に在職する者は、満30才未満でも受験することができます。

(イ) 経歴

別表の官職の1に任用される資格として必要な経歴を有する者。

3 欠格事項

次の各号の1に該当する者は受験することが出来ません。

(ア) 国家公務員法第33条の各号の1に該当する者。

(イ) 「公職に関する就職禁止退職等に関する政令」(昭和22年政令第1号)の規定により覚書該当者としての指定を受けた者、又は「団体等規正令」(昭和24年政令第64号)の規定により覚書該当者としての指定を受けたものとみなされる者。

(ウ) 附則9条試験の第1次筆記試験及び第2次筆記試験を受験した者。

4 任用資格

この試験の対象となる官職のいずれかに任用される資格を有する者は、この試験を受けることができますが、官職への任用は、その官職についての任用資格を持つている者だけに限られます。

(ア) 一般資格

この試験の対象となる官職に任用されるためには、現に国家地方警察の警察官又は人口40万以上の都市の警察吏員であることを必要とするほか、一般資格として別表に掲げる経験を必要とします。

(イ) 特別資格

以上の一般資格のほか、官職によつてそれぞれ異なる別表に掲げる特別な資格を必要とします。

(ウ) 経験の取扱

一般資格及び特別資格の取扱については、官庁外における経験も、官庁における経験も、同種程度と認められるものはすべて対等に取扱われます。

なお年数計算に当つては、昭和24年12月24日を基準とします。

(エ) 在職者に対する特例

申込締切日においてこの試験の対象となる官職の1に在職する者は、その官職及びこれと同一の任用資格を必要とする官職には(ア)及び(イ)に拘らず任用される資格が認められます。

5 試験の方法

試験は筆記試験及び人物考査により行われます。

(ア) 筆記試験

(1) 筆記試験の内容

筆記試験においては、一般的な行政能力及び警察に関する専門知識の考査を行います。

(2) 筆記試験の時期

筆記試験は昭和25年6月27日に行います。

(3) 筆記試験地

東京、大阪

(イ) 人物考査

人物考査は各受験者について人事院が調査した結果の評定により行います。

(1) 人物考査の内容

各受験者につきこの試験の対象となるような上級の官職に適する人物であるか否かを評定します。

(2) 人物考査の時期

人物考査は申込受付の日以後任用候補者名簿確定の日までの間に行います。

6 申込の方法

この試験を受験しようとする者は、受験申込書2部及び希望調書1部に所定の事項を記入の上、下記申込先の1に提出して下さい。

人事院事務局任用局試験課 (東京都千代田区霞ヶ関1の2 人事院ビル内)

国家地方警察本部警務部人事課 (東京都千代田区霞ヶ関1の2 人事院ビル内)

申込は郵送でも差支えありませんがなるべく直接提出して下さい。

受験申込諸用紙は、上記の申込先に請求して下さい。申込諸用紙を郵送で請求する際は郵便切手(12円)をはつた、あて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

7 申込受付期間

昭和25年6月14日から同年6月24日午後0時30分まで(執務時間内)

但し、郵送の場合は6月20日午後5時迄の着順に限り受け付けます。

8 合格者の発表

合格者の発表の方法及び時期は未定ですが、各合格者は合格通知を差上げる予定です。

9 合格者の任用

この試験の合格者は人事院によつて作成される任用候補者名簿に記載され、本人の希望をも考慮の上、成績順に任用資格のある官職に提示され、その中から任命権者によつて任用されます。

別表 9

法附則第9条による試験に基く任用候補者の提示手続

(1) 指定官職にはじめて職員を任用するための提示(但し(2)の場合を除く)

a. 任用候補者請求書を必要としない。

b. 1の任命権者が任命権を有する指定官職のうち、任用資格の同一のものについては1の任用候補者提示書により提示する。

c. 最初に段階Ⅰについて提示し、次に段階Ⅱ及びⅢについて同時に提示し、最後に段階Ⅳについて提示する。但し、他の指定官職のすべてに影響のない指定官職については、この限りでない。

d. cの但書の場合を除き、段階毎に全職類につき同時に提示する。2以上の職類の任用候補者

名簿に記載されている任用候補者は、重複して提示する。

- e. 高点順に、当該任用候補者の当該段階における第1希望官職が属する官庁の指定官職のうち、当該任用候補者が任用資格を有するすべての指定官職に重複して提示する。この場合、希望官職のうち当該任用候補者が任用資格を有しない官職及び(2)に該当する官職を除き希望順位の高い官職を第1希望官職とみなす。

提示は規則8—11第6項による提示(以下正式提示という)及び同第7項による提示(以下附加提示という)とし、提示すべき任用候補者の数(以下提示員数という)は次のとおりとする。

正式提示員数 = $n + 2$

附加提示員数 = $\frac{n-1}{3}$ の整数部分 $\times 2$ (n は提示すべき指定官職の数)

但し、重複して提示される任用候補者の数その他の状況により、必要に応じて附加提示員数を増加することができる。

- f. eによつては提示員数を満たすことができない場合は、eによつて提示される任用候補者の次に、不足する員数だけ、任用資格のある任用候補者でeにより提示されない者を、官庁に関する希望に拘らず高点順に提示する。以上でなお不足する場合においても、任用資格のある任用候補者は全員提示する。

- g. eによつては提示すべき任用候補者が全くない指定官職については、任用資格のある任用候補者を高点順にすべて提示する。

- h. 任命権者より返送された任用候補者提示書により、任用の不承諾等のため、提示された任用候補者によつてはすべての指定官職を補充しえなかつたことが分つた場合は、補充されなかつた指定官職につきeによつて、eにより難しい場合はfによつて、fにもより難しい場合はgによつて提示する。

- i. 任用候補者の勤務地に関する希望は考慮しない。

- (2) 提示の延期がなされた指定官職に対する提示

延期の期限が満了したときに於て(1)に準じて提示する。

- (3) 規則8—11第11項本文の規定による提示

任用候補者請求書に基き、その都度(1)に準じて提示する。

別表 10

国家公務員法附則 第9条による試験 受験申込書

人事院事務局(東京都千代田区霞が関 人事院ビル内)

試験公告をよく読んで次のすべての質問に明瞭かつ完全に答えて下さい。答はすべてインクで書き口のある項目は該当する□の中にV印をつけて下さい。※印の所は記入しないで下さい。申込後住所に変更のあつた時は直ちに当局へ御通知下さい。2つ以上の職類を受験される方は、申込書を同時に提出し、その旨係員に申し出て下さい。			※提出年月日 年 月 日		係員印
1. 希望試験地			2. 希望勤務地		3. 受験職類
4. 氏名(フリガナ)			5. 指定官職に在職している方はその官職名		※No.
旧 姓			6. あなたが最も資格があると思う官職名		※No.
7. 本籍地(フリガナ)			8. 現住所(フリガナ)		
9. 通知を受けるのに現住所より便利な連絡先があれば書いて下さい。			10. 生年月日・年齢・性別 年 月 日生・年齢満 才 男 女		
11. 公務員としての経験 ☐ 現に公務員である。 ☐ かつて公務員であつた。 ☐ 公務員の経験なし。			12. 配偶者 ☐ ある。 ☐ ない。		13. 扶養家族 ☐ ある。人 ☐ ない。
14. 学歴、今まで受けた一切の教育について書いて下さい。					
修業年限(○でかこむ)		修 学 期 間		中等学校までの人はその最終学校名を書いて下さい。	
a. 小 学 校 1 2 3 4 5 6		年 月 ~ 年 月		所在地	
b. 高等小学校 1 2		年 月 ~ 年 月			
c. 中 等 学 校 1 2 3 4 5		年 月 ~ 年 月			
d. 高 専 大 学 名		学部科課名	所 在 地	修 学 期 間	卒業中退
				年 月 ~ 年 月	
				年 月 ~ 年 月	
				年 月 ~ 年 月	
				年 月 ~ 年 月	
e. 其の他の教育・訓練・研修及び試験・検定について書いて下さい。			f. 専門的な免許・資格がありますか (たとへば医師・薬剤師・弁護士等) その種類と名称 ☐ ある。 ☐ ない。		
15. 資格認定に参考となる最も重要な (a) 著書 (b) 特許又は発明 (c) 放送演説 (d) 研究機関・学会 その他団体の役員等を書いて下さい。					

[illegible][illegible]

17. あなたの志望する職位について、あなたの資格とあなたがその職位に相当であることを良く知っている人を3人あげて下さい。
ただし、親属及び16の項に書いた監督者は除いて下さい。

氏名	住所(勤務先でも良い)	職業
1		
2		
3		

18. 下に答えて「ある」「ない」にVして下さい。もしあるならば詳しく書いて下さい。

項目	ある	ない	理由
a 起訴または逮捕されたことがありますか。			
b 禁治産や準禁治産の宣告を受けたことがありますか。			
c これまで意に反して職を免ぜられたことがありますか。			
d 身体上何か欠陥がありますか。			
e 恩給を受けていますか。			

19. 公職適否資格審査に合格した方は下に書いて下さい。審査を受けた事がなければ次にVして下さい。

委員会名	審査日付	調査表番号	備考

20. これまでの質問以外に任用の参考となることがあれば下に書いて下さい。

【注意】 この記載事項に虚偽があると公務員として任用される資格を失うことがあります。
上に記載した事項が真実で、かつ正確であることを私はここに確言します。なお、私は日本国憲法、またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張せず、またこういう主張を持つ政党や団体に属しないことを誓います。

昭和 年 月 日

氏名 印

別表 11 記載注意：受検を申込む職類ごとに1部ずつ作成して下さい。口のあるものは該当の口の中にV印して下さい。※印のある欄には記入しないで下さい。

任用希望調書 氏名(フリガナ)	職類	受検申込職類					希望の段階および官職					希望勤務地																																
		※席次	※得点	受検地	※受検番号	他の職類をも受検の場合はその職類名を記入すること	Ⅰ 段	Ⅱ 段	Ⅲ 段	Ⅳ 段																																		
住所	印	現在の官職または地位	生年月日 年 月 日	性別 男 女																																								
下の欄の各級のうち、任用を希望する段階について、それぞれ希望する官職名(○省○局長、○○課長の如く)を希望の順に該当の欄に記入して下さい。更に「その他でもよい」人は口の中にV印して下さい。ただし、希望の段階および官職名を希望の順に記入し、更に「その他でもよい」人は口の中にV印して下さい。																																												
希望の段階および官職 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Ⅰ 段</th> <th>Ⅱ 段</th> <th>Ⅲ 段</th> <th>Ⅳ 段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>1.</td> <td>1.</td> <td>1.</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>2.</td> <td>2.</td> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>4.</td> <td>4.</td> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>5.</td> <td>5.</td> <td>5.</td> </tr> <tr> <td>□ その他でもよい</td> <td>□ その他でもよい</td> <td>□ その他でもよい</td> <td>□ その他でもよい</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>													Ⅰ 段	Ⅱ 段	Ⅲ 段	Ⅳ 段	1.	1.	1.	1.	2.	2.	2.	2.	3.	3.	3.	3.	4.	4.	4.	4.	5.	5.	5.	5.	□ その他でもよい	□ その他でもよい	□ その他でもよい	□ その他でもよい	※	※	※	※
Ⅰ 段	Ⅱ 段	Ⅲ 段	Ⅳ 段																																									
1.	1.	1.	1.																																									
2.	2.	2.	2.																																									
3.	3.	3.	3.																																									
4.	4.	4.	4.																																									
5.	5.	5.	5.																																									
□ その他でもよい	□ その他でもよい	□ その他でもよい	□ その他でもよい																																									
※	※	※	※																																									
希望官職 下の欄に各段階を通じて希望する官職名(外局は独立の官庁として扱いますから、希望者はその外局名)を希望の順に記入し、更に「その他でもよい」人は口の中にV印して下さい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1.</th> <th>2.</th> <th>3.</th> <th>4.</th> <th>5.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													1.	2.	3.	4.	5.																											
1.	2.	3.	4.	5.																																								
希望勤務地 下の欄に各段階を通じて勤務を希望する都道府県名を希望の順に記入し、更に「その他でもよい」人は口の中にV印して下さい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1.</th> <th>2.</th> <th>3.</th> <th>4.</th> <th>5.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													1.	2.	3.	4.	5.																											
1.	2.	3.	4.	5.																																								

別表 13

試験地別職類別受験申込者数集計表

地方事務所 試験地 職 類	札幌		仙台		東京		名古屋		大阪		高松		広島		福岡		合 計
	札幌	帯広	秋田	仙台	東京	新潟	名古屋	金沢	大阪	高松	広島	松江	福岡	熊本			
申込者実人員数	361	32	83	342	4,247	130	487	163	848	345	337	51	415	235			8,076
1. 一般行政	61	1	13	69	1,346	25	83	23	177	57	69	8	90	27			2,049
2. 恩 給					7						1						8
3. 矯正保護	3			3	21		6	1	6	2	4		5				51
4. 印刷造幣管理					10				2								12
5. 気象観測			1		8	1	1		1								12
6. 測 量			1		15				1	1							18
7. 麻 薬					1												1
8. 獣 医					7					1							8
9. 競 馬					6				1								7
10. 芸 糸				3	20				6	2			1				32
11. 郵政調査	1				2												3
12. 工業技術	2			3	84	1	7		13	4	3		5				122
13. 特 許					12												12
14. 郵 政	56	4	6	38	236	10	46	25	76	41	17	11	22	35			623
15. 経済調査	16		4	15	105	5	32	5	42	18	15	2	28	5			292
16. 総 務	31	2	6	21	265	12	30	11	63	24	19	2	32	11			529
17. 人 事	12	1		13	231	2	21	8	29	11	6	1	16	12			363
18. 統 計	1				74		2	4	1	2			2				86
19. 予算会計	6		2	14	283	3	14	4	23	7	8	2	10	12			333
20. 財政経済	37	3	3	38	461	4	40	11	69	27	34	3	52	20			802
21. 税 務	14			8	93		10	14	21	10	15		11	14			210
22. 法 律	1		1	2	59		3		9	1	3		4				83
23. 外 事	2			5	154				14	2	1		2				180
24. 教 育	3			4	158	2	11	1	23	7	1		5	2			223
25. 陸 運	14		1	6	139	13	14	1	24	14	21		19	2			268
26. 海 運	15		2	12	133	10	13		33	14	17		29	3			281
27. 公衆衛生			2		42		1	2	3	1	1		1	2			55
28. 医 務	1		1	1	34		1		3		1		1				43
29. 薬 務					12				1				1				14
30. 看 護					2												2
31. 保健福祉統計					4												4
32. 社会保険					11		1	1	1		1						15
33. 社会福祉					25	1	4	1	3		1	1	1				37
34. 農業経済	11		8	32	304	7	21	22	65	37	23	8	20	29			537

試験地		札幌 帯広 秋田 仙台 東京 新潟 名古屋 金沢 大 阪 高松 広島 松江 福岡 熊本														合 計
職 類																
35. 農 学	9	2	4	12	47	3	13	11	29	9	18	5	10	13		185
36. 農 業 土 木	3		2	7	34	2	14	4	8	11	3			16		104
37. 農 芸 化 学	2				27	1	2		3	4			5			44
38. 林 業	53	14	25	7	92	3	39	1	30	24	7		3	25		323
39. 畜 産			1		24				1	1						27
40. 水 産	1			2	47		2	2	2	2	5		8	1		72
41. 労 働	13		3	11	155	9	31	10	41	10	21	2	26	6		338
42. 通 信 管 理	42	2	10	40	323	10	65	23	114	25	23	6	18	41		752
43. 経 済 事 業	19			12	365	3	6	3	63	15	18		29	1		534
44. 機 械 事 業	3		4	113		5	2	16	1	1	1	9	1			156
45. 電 気 機 械 事 業	1			16					1				1			19
46. 通 信 機 械 事 業				19						4						23
47. 電 力 事 業	5		3	65		11	4	7	7	8		11	1			122
48. 鉄 鋼 事 業	3		1	33					6	1	1		7			52
49. 鉱 業 事 業	18		1	8	128		6	1	19	5	11		30			227
50. 化 学 事 業	4		2	100		2		3	3	1		5				120
51. 機 械 事 業	2		3	62		3		10	2							82
52. 建 設	5		1	5	150	1	7	1	15	1	11		10	1		203
53. 土 木	6	1	1	12	143	5	20	2	30	10	16	1	35	4		236
54. 建 築	8			7	103	2	23	2	16	4	10		14	5		199
55. 機 械	9	2	1	7	64	5	3	2	9	3	7	1	5			118
56. 電 気	2		1	29		3	1	1	2	2		6				47
57. 鉱 山	14	1	2	5	35		3		5	4	9		15			93
58. 通 信	24		2	25	234	6	38	19	57	12	10	1	6	14		443
59. 造 船	2			4	45	3	4	1	10	5	4		10			88
60. 警 察	8	1	1	10	44		3	3	11	5	8	2	9	3		108
合 計	543	34	105	475	6,871	149	664	231	1,223	453	455	57	623	306		12,200
	577		580		7,020		895		1,223	453	512		935			

別表 14

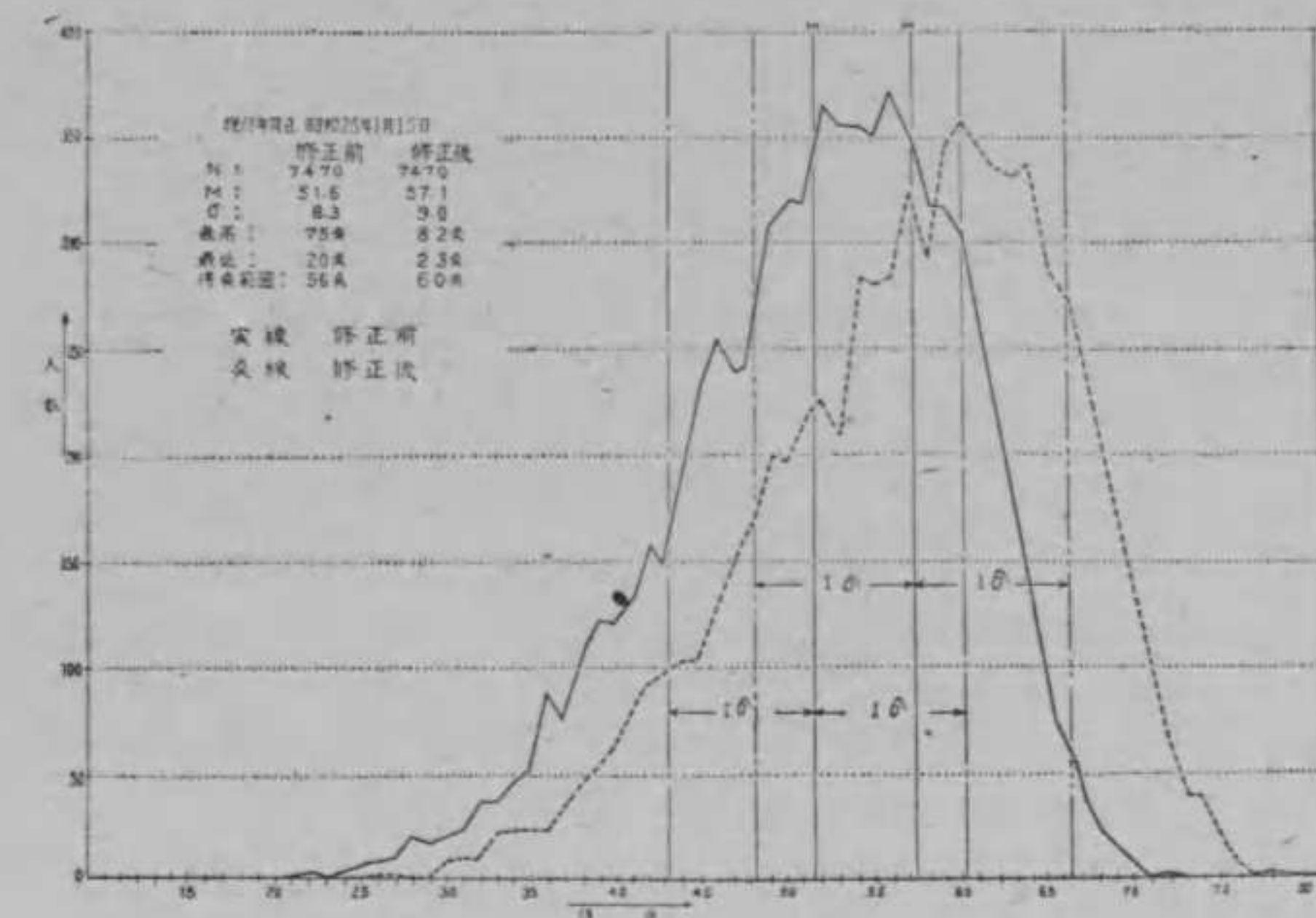
職類別受験状況一覽表

第1次試験	在職者				在職者外				合 計			
	受験予 定者数	欠席 者数	受験者 数	欠席率	受験予 定者数	欠席 者数	受験者 数	欠席率	受験予 定者数	欠席者 数	受験者 数	欠席率
一般行政	2,489	68	2,421	2.8	5,326	265	5,051	5.0	7,815	343	7,472	4.4

第2次試験	在職者				在職者外				合 計			
	受験予 定者数	欠席 者数	受験者 数	欠席率	受験予 定者数	欠席 者数	受験者 数	欠席率	受験予 定者数	欠席者 数	受験者 数	欠席率
経済学	193	5	188	2.6	338	18	320	5.0	531	23	508	4.1
政治学	41	1	40	2.4	99	0	99	5.0	140	1	139	4.3
社会学	2	0	2	0	15	0	15	0	17	0	17	0
心理学	3	0	3	0	16	0	16	0	19	0	19	0
教育学	23	5	18	21.8	93	3	90	3.2	116	8	108	6.9
工学	22	1	21	4.6	31	3	28	9.7	53	4	49	7.1
農学	89	1	88	1.1	132	3	129	2.3	221	4	217	1.8
獣医学	32	0	32	0	85	4	81	3.6	117	4	113	3.4
医学	30	1	29	2.3	51	5	46	9.8	81	6	75	7.4
歯学	60	4	56	6.7	144	14	130	9.7	204	18	186	8.8
統計学	38	1	37	2.7	43	3	40	7.0	81	4	77	4.9
法学	106	7	99	6.6	29	1	28	3.5	135	8	127	5.9
総務	194	4	190	2.1	312	14	298	4.5	506	18	488	3.6
人事	134	2	132	1.5	205	13	192	6.3	339	15	324	4.8
財政	133	6	127	4.5	226	15	211	6.6	359	21	338	5.9
税務	335	8	327	2.4	444	24	420	5.4	779	32	747	4.1
外務	92	1	91	1.1	110	14	96	12.7	202	15	187	7.4
労働	60	2	58	3.3	116	11	105	9.5	176	13	163	7.4
厚生	43	1	42	2.3	165	13	152	7.9	208	14	194	6.7
保健	81	4	77	4.9	188	24	162	12.9	267	28	239	10.5
衛生	122	3	119	2.5	156	5	151	3.2	278	8	270	2.8
医療	19	0	19	0	33	2	31	6.1	52	2	50	3.8
福祉	18	0	18	0	13	0	13	0	31	0	31	0
社会	7	0	7	0	7	0	7	0	14	0	14	0
労働	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	0
保健	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	4	0
福祉	8	0	8	0	4	1	3	25.0	12	1	11	8.3
経済学	15	2	13	13.3	16	0	16	0	31	2	29	6.5
政治学	218	9	209	4.1	371	22	349	5.9	589	31	558	5.3
社会学	73	2	71	2.7	111	5	106	4.5	184	7	177	3.8
心理学	16	0	16	0	83	5	78	5.7	104	5	99	4.8
教育学	11	0	11	0	31	0	31	0	42	0	42	0
工学	70	2	68	2.9	243	13	230	5.3	313	15	298	4.8
農学	8	0	8	0	19	1	18	5.3	27	1	26	3.7
獣医学	20	1	19	5.0	49	4	45	8.0	69	5	64	7.2
医学	114	9	105	7.9	208	19	189	9.1	322	28	294	8.7
歯学	197	3	194	1.5	556	23	533	4.1	753	26	727	3.5
統計学	63	1	62	1.6	215	15	200	7.0	278	16	262	6.4
法学	60	0	60	0	127	2	125	1.6	187	2	185	1.1
総務	22	1	21	4.6	95	9	86	7.5	117	10	109	7.7
人事	13	2	11	15.4	33	1	32	3.0	46	3	43	6.5
財政	34	0	34	0	60	1	59	1.7	94	1	93	1.1
税務	93	2	91	2.2	328	5	323	1.5	421	7	414	1.2
外務	28	0	28	0	60	0	60	0	88	0	88	0
労働	104	2	102	1.9	1	1	0	100.0	105	3	102	2.9
厚生												
保健												
衛生												
医療												
福祉												
計	3,049	93	2,956	3.0	5,665	316	5,349	5.7	8,714	409	8,305	4.8

別表 15

第1次筆記試験得点度数分布図



註 N. は無効答案を除いた数である。

身體檢查、受驗狀況及び結果一覽表

別表 16

地方事務所	段階	I				II				III				IV				計							
		予	欠	出	合	不	予	欠	出	合	不	予	欠	出	合	不	予	欠	出	合	不				
試験地		札幌市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	大阪府	広島市	広島市	広島市	広島市	高松市	高松市	高松市	福岡市	福岡市
札幌	札幌市																								
仙台	仙台市																								
東京	東京市	4	0	4	4	0	9	0	9	0	4	0	154	1	153	147	6	171	1	170	164	6			
名古屋	名古屋市	4	0	4	4	0	10	0	10	0	4	0	161	1	160	151	6	179	1	178	172	6			
大阪	大阪府	1	0	1	1	0	2	0	2	0	1	0	35	0	35	33	2	39	0	39	37	2			
広島	広島市												4	0	4	4	0	4	0	4	4	0			
高松	高松市												2	0	2	2	0	2	0	2	2	0			
福岡	福岡市												4	0	4	4	0	4	0	4	4	0			
合計	合計	5	0	5	5	0	18	0	18	0	7	0	254	1	253	243	10	284	1	283	273	10			

予……受領予定者数	出……出席者数	不……不合格者数
欠……欠席者数	合……合格者数	

國家公務員法附則第9條による追試験職類別受験狀況一覽表

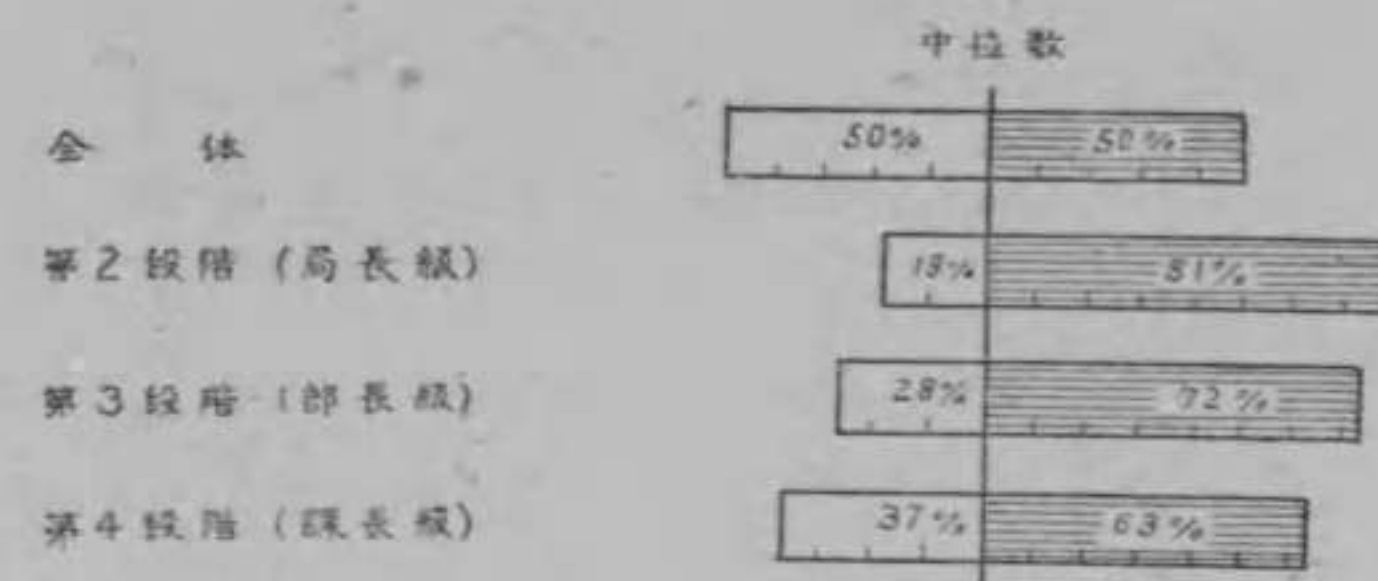
昭和25年5月28日施行

別表 17

[illegible]

別表 18

段階別成績表



- 注1 は下位に位置する数のその段階に対する割合
 注2 は上位に位置する数のその段階に対する割合
 注3 第1段階は数が非常に少いのでこの図に記していない。
 注4 段階の下に従って、上位に属する者が少なくなり、下位に属する者の数が多くなっている。

別表 19

特別調査票記入説明書 (御記入後は特別調査票とともに御返戻下さい)

I. 目的

この調査は本人が上級の官職につくに相当であるかどうかを知るための参考資料を得る方法の一つとして行うものであります。あなたがこの調査票を御記入なさるにあたっては特に次の点に御留意下さるよう御願ひします。即ち観察の対象となる事実は本人の個々の行動、仕事振り、仕事の結果などの中から具体的、客観的に観察できるものだけを選んで下さい。又事実の評定に当つて他人の評判や本人の履歴等を参考にする場合でも、それによりあなたの判断が左右されることのないようお願いします。

II. 観察要領

(1) 調査票の11の観察項目には、それぞれ代表的観察事項が質問の形で記入してあります。この質問に対して、右の欄に用意してある評語の中であなたの観察結果を最も良く表わしていると思う評語の上に×印をつけて下さい。評語に該当なものがない時はあなたが最も近いと思う評語の上に×印をつけ摘要欄に観察した事実を文章の形で具体的に記入して下さい。

(例)	評 語	摘 要
×	好感が持てる	身だしなみが常に端正で上下を問わず礼儀が正しい

(2) 11の各項目を別々に関連なく観察して下さい。

III. 観察項目の説明

各項目に含まれる事項については特に次の事項に留意して観察して下さい。

- (1) 外 観 服装、みだしなみ、作法等高級職員として相当であるかどうかを観察して下さい。(以下項目だけ記す)
- (2) 勤務態度 真面目さ、熱心さ、紀律の正しさ、精勤の程度。
- (3) 能 率 仕事を無理なく、無駄なく、むらなくする能力。
- (4) 協調性 同僚、上長、職員との協調性。
- (5) 責任感 たとえ困難な仕事に当面しても、あくまでこれに屈せず完遂する能力。
- (6) 素 行 業務上陥りやすい誘惑に対する抑制力、及び志操の堅固さ。
- (7) 表現力 辯舌又は文章により意志表示を適確に行う能力。
- (8) 独創性 工夫力の豊富さ、仕事に新しい方法を採用し、あるいは新しい方法を考案する能力、建設的思考力。
- (9) 教育力 常に部下に新知識を与えて、その向上進歩をはかる能力、仕事のやり方を部下に了解させる能力。
- (10) 統率力 部下をまとめて一つの目的に向けさせ、仕事をさせる能力、部下を管理上の諸方針に順応させる能力。
- (11) 企画力 仕事を立派になしとげるよう適切な組織を作り、或いは計画を立て得る能力。

IV. 判定欄

以上評定した結果を総合してみる時本人が高級官職について責任ある仕事を立派に遂行できるかどうか、あなたの御考えを簡単にこの欄に御記入下さい。

特別調査票

極 秘

文書番号

調査番号

受験者氏名

現官職名

在職期間 自 年 月 至 年 月

前官職名

- 注意 1. 出来るだけ公平な判断をして下さい。
 2. 下記の項目について評定なさる前に別紙記入説明書を読んで下さい。
 3. 各項目をごらんの上あなたの判断を最も良く表わしていると思われる評語の上に×印を記入して下さい。
 4. なるべく全項目にわたって残らず×印を記入して下さい。

観 察 項 目	評 語	摘 要
1. 外 観 接する人に与える感じ はどうか	非常に好感 好感をもて 普 通 感じがあま 一見不快の を与える る り良くない 感を与える	
2. 勤務態度 仕事に対する態度はど うか	非常に勤勉 勤勉・熱心 普 通 余り勤勉熱 勤務態度が 熱心研究的 心でない 良い 良くない	
3. 能 率 仕事の能率はどうか	非常に能率 能 率 的 普 通 余り能率的 非能率的 的 でない	
4. 協調性 職員との融和はどうか	非常にうま 協調性が強 普 通 相手によつ 折合がわる くいつてい い て良い時悪 い 折合がわる る い い 時がある	
5. 責任感 仕事をするのにどの位 責任をもつか	非常に責任 責任感が強 普 通 責任感がう 無 責 任 感強し い すい	
6. 潔 行 品行特に誘惑に対して どうか	私的公的に 誘惑に対し 特に風評な 誘惑に弱い とかくうわ も申し分な て堅固 し 所あり さあり し	
7. 表現力 意志の表現が充分に出 来るかどうか	充分に表現 正確に発表 普 通 意志の表現 表現する力 しつくせる し 充分ならず が弱い	
8. 独創力 独創性が強いかどうか	独創力非常 創意性あり 普 通 独創性に乏 指示に御つ に強し し しい て仕事をし ている	

9. 教育力 部下の教育はどの位出 来るか	部下を立派な 部下を有 普 通 いくらか部 部下に進歩 能力をもつた 能な職員 する 下が進歩す を認めず 職員にする にする る	
10. 統率力 部下を統御出来るかど うか	非常に統率 統率の仕方 普 通 統率力に稍 統率力がな 力がある がうまい 乏しい い	
11. 企画力 仕事を完全になしとげ るため適切な計画をた てる能力があるかどうか	豊富な企画 企画力にす 普 通 企画力に乏 行きあたり 力をもつ ぐれている しい ばつたり	
備 考 1. 特に良い点又は悪 い点 2. 何か特殊技能をも っているか 3. 職務上表彰されたり 処罰されたことがある かどうか 4. その他		

あなたと受験者とはどんな関係にありましたか、又その期間を記入して下さい。

()
()

上記の評定の総合結果よりみて被評定者を高級職員として推せん出来るかどうか貴方の考えを簡単に記入して下さい。

以上の評定は私の知っている範囲内では正確であることを証明する。

昭和 年 月 日

評定者 官職名

氏 名

印

人事院記入欄

調査官(地方) 調査年月日 昭和 年 月 日 調査者

調査官(本院) 調査年月日 昭和 年 月 日 調査者

別表 20

[illegible][illegible]

別表 21

附則第9條試験最終結果一覧表

(25.7.10現在)

職 類	職 位 数 (25.8.31 現在)	筆記試験 受験者数	筆記試験 合格者数	不 合 格 者 数				最終合格 者 数
				筆記試験 不合格者 (1)	無資格者 (2)	特別調査 票不適格 (3)	身体検査 不合格 (4)	
1. 一般行政給	257	2,004	1,751	253	59	49	3	364
2. 印刷造幣管理	3	6	5	1				1
3. 矯正保護	37	49	39	10	1	1		12
4. 印刷造幣管理	6	11	11		2			2
5. 矯正保護	2	1	9	1	1			2
6. 印刷造幣管理	15	17	13	4	1			5
7. 矯正保護	1	1	1					1
8. 印刷造幣管理	3	8	7	1	1			2
9. 矯正保護	4	8	7					1
10. 印刷造幣管理	4	30	26	4	6			10
11. 矯正保護	1	2	2			1		1
12. 印刷造幣管理	11	114	101	13	9	5		27
13. 矯正保護	3	12	11	1	4	1		6
14. 印刷造幣管理	141	614	472	142	30	17		189
15. 矯正保護	78	257	232	25	57	3		85
16. 印刷造幣管理	116	496	385	111	45	6		163
17. 矯正保護	95	329	272	57	23	2		82
18. 印刷造幣管理	39	77	64	13	5	2		20
19. 矯正保護	91	344	256	88	27	6		114
20. 印刷造幣管理	198	761	621	140	62	11		213
21. 矯正保護	68	193	162	31	10	2		43
22. 印刷造幣管理	85	78	63	15	5	2		22
23. 矯正保護	26	167	129	38	2	2		42
24. 印刷造幣管理	25	194	139	55	32	3	2	92
25. 矯正保護	41	239	198	41	4	2		47
26. 印刷造幣管理	70	277	223	54	21			75
27. 矯正保護	18	50	41	9	1	1		17
28. 印刷造幣管理	17	32	27	5				5
29. 矯正保護	7	15	13	2		2		4
30. 印刷造幣管理	1	2	2					2
31. 矯正保護	4	4	2	2				2
32. 印刷造幣管理	6	11	8	3	1			4
33. 矯正保護	14	34	25	9	3			12
34. 印刷造幣管理	111	556	440	116	17	4		137
35. 矯正保護	53	177	127	50	16			73
36. 印刷造幣管理	12	100	81	19	1			20
37. 矯正保護	3	42	34	8	5	2		15
38. 印刷造幣管理	52	298	233	65	5	10		80
39. 矯正保護	4	26	21	5	2			7
40. 印刷造幣管理	8	65	43	22	1	1		24
41. 矯正保護	92	298	238	60	25	8		93
42. 印刷造幣管理	119	727	546	181	45	6		232
43. 矯正保護	93	514	417	97	21	16		134
44. 印刷造幣管理	10	139	113	26	9	4		39
45. 矯正保護	1	17	10	7		2		9
46. 印刷造幣管理	3	19	13	6	1	3		10
47. 矯正保護	14	113	99	14	4	1		19
48. 印刷造幣管理	4	50	42	8	5			13
49. 矯正保護	23	217	185	32	1	6		39
50. 印刷造幣管理	13	113	93	20	7	4	1	32
51. 矯正保護	10	75	60	15	7	3		25
52. 印刷造幣管理	18	183	152	31	9	4	1	50
53. 矯正保護	47	263	230	33	4	10	1	48
54. 印刷造幣管理	33	185	139	46	3	4		53
55. 矯正保護	16	108	86	22	7	3		32
56. 印刷造幣管理	4	45	36	9	1			10
57. 矯正保護	4	91	73	27	6	4		30
58. 印刷造幣管理	51	416	311	105	2	5	1	113
59. 矯正保護	17	88	74	14	3			17
60. 印刷造幣管理	105	133	125	8				8
101. 混合職類	57							
計	2,464	1,511	9,336	2,175	612	226	9	3,022
								8,489

備考

- (1)の不合格者及び(1)の不合格者でその他のいずれかの項目に不合格の者は(1)の中に含まれる。
- (2)の無資格者及び(2)の無資格で(3)又は(4)でも不合格の者は(2)に含まれる。
- (3)の不適合者及び(3)の不適合で(4)でも不合格のものは(3)に含まれる。
- (2)の無資格の中には身上調査結果の不適合者を含む。
- 混合職類：2 職類以上の候補者名簿から提示される官職。

総合計 8,489

別表 22

職類別、段階別有資格者実数一覧表

職 類	段階 I	段階 II	段階 III	段階 IV	備 考
1 一般行政	119	347	391	1,640	
2 印刷造幣管理		2		5	
3 矯正保護		12	18	37	
4 印刷造幣管理		6	6	9	
5 気象観測	2			8	
6 測量		1	3	12	
7 麻薬				1	
8 獣医				6	
9 競馬			3	7	
10 蚕糸		4		20	
11 郵政調査				1	
12 工業技術	3		13	87	
13 特許		5	6		
14 郵政		49	81	425	
15 経済調査		21	41	172	
16 総務		7	21	333	
17 人事		14	17	247	
18 統計		6	16	57	
19 予算会計		5	3	230	
20 財政経済	24	110	169	548	
21 税務	7		39	150	
22 法律	8	22	23	56	
23 外事		45	58	125	
24 教育		19		102	
25 陸運		30	41	192	
26 海運		33	52	202	
27 公衆衛生		5	10	39	
28 医務		5	8	27	
29 業務		2		11	
30 看護				0	
31 保健福祉統計			2	2	
計	217	1,087	1,638	8,483	

人 事 院
国家公務員法附則第9条に基づく任用候補者提示書

秘

類 職	注意事項 選択は人事院の定めるところに従って行わなければならない。この提示書の1通に決定を記入し、署名押印のうえ、提示日付から21日以内に人事院へ提出しなければならない。	提示番号																																																																	
段 階		提示日付 昭和 年 月 日																																																																	
殿 人事院規則8~11の規定に基づいて下記の任用候補者を提示します。人事院事務局長 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">任用すべき官職数</td> <td style="border: none;">提示員数</td> <td style="border: none;">附加提示員数</td> </tr> </table> 決定記入上の用語 選択=選 不選択=不 辞退=辞 無応募=無 通知返送=返 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 5%;">決 定</th> <th style="width: 10%;">提示順位</th> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 20%;">住 所</th> <th style="width: 10%;">得 点</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> ☐ 補充用紙(A)につづく ☐ 次なし <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 60%;">任 用 すべき 官 職 名</th> <th style="width: 40%;">選択の結果任用しようとする候補者氏名</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> ☐ 補充用紙(B)につづく ☐ 次なし 提示書に決定を記入して提出する。 昭和 年 月 日 (任命権者官職氏名印) _____			任用すべき官職数	提示員数	附加提示員数	決 定	提示順位	氏 名	住 所	得 点																																														任 用 すべき 官 職 名	選択の結果任用しようとする候補者氏名										
任用すべき官職数	提示員数	附加提示員数																																																																	
決 定	提示順位	氏 名	住 所	得 点																																																															
任 用 すべき 官 職 名	選択の結果任用しようとする候補者氏名																																																																		

意 向 調 書

候補者氏名	昭和 年 月 日
殿	官 庁 名 印
当庁は人事院からの提示に基づいて貴殿を下記の官職への任用候補者の一人として考慮しております。あらかじめ貴殿の意向を承知したいので、裏面の注意を参照の上、下記に必要事項を記入して3部共本書受領後5日以内に届くように当庁あて返送して下さい。この調査は下記の官職への任用について貴殿の意向をお尋ねするためのものでまだ任用が決定したわけではありません。 人事院より貴殿の提示された官職名	
上記の官職に対して下記の該当する項目の口の中に×印をして下さい。 (必ず何れか一つに×印をして下さい) ☐ 1 私は、上記の官職のすべてについて任用されることを希望しますから任用について考慮して下さい。 ☐ 2 私は、上記の官職のうち、下欄に示すものについては勤務地の関係から任用されることを希望しませんので、次に示す時期まで任用を辞退しますが、その他の官職に対しては任用されることを希望しますから任用について考慮して下さい。 ☐ イ、昭和 年 月 日まで ☐ ロ、別に人事院あて通知するまで ☐ 3 私は、上記の官職のすべてに対して次に示す時期まで任用を辞退します。 ☐ イ、次に人事院より提示されるまで ☐ ロ、昭和 年 月 日まで ☐ ハ、別に人事院あて通知するまで ☐ 4 私は、上記の官職に対して任用候補者としての資格を放棄します。 上欄の第2項に×印をした方は下記の1に、第3項に×印をした方は下記の1又は2に×印をして下さい。 ☐ 1 勤務地のうち は都合が悪いから ☐ 2 その他(個々の事由を記載のこと)	
昭和 年 月 日 候補者氏名 印	
※ 昭和 年 月 日 受領 任命権者 印	※ (人事院辞退承認欄) 人事院事務局長 印

- 以上

— 55 —

別表 26

官庁別段階別職類別提示結果一覧表

註 備考欄中「9項」とあるのは、規則8—11第9項により補充されるべき官職を意味し、() 内の数字はその数を示す。

昭和25年8月31日現在

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
人事院	II	一般行政	管理局長	1	2	1	
		"	広報局長	1	4	1	
		人事	人事局長	4	14	4	
		"	法制局長	1	1	1	
	III	人事	給与局長	1	10	1	
		一般行政	管理局標準課長	1	2	1	
		"	" 内務課長	1	14	1	
		"	" 図書課長	1	5	1	
		人事	広報局編集課長	2	21	2	
		"	人事局任用課長	25	62	25	
総務府	IV	人事	法制局審議課長	2	4	2	
		統計	管理局統計課長	1	1	1	
		予算會計	" 経理課長	1	6	1	
		公衆衛生	能率局健康課長	1	4	1	
	II	一般行政	新聞出版用紙割当局長	1	3	1	
		恩給	恩給局長	1	2	1	
		統計	統計局長	1	4	1	
	III	一般行政	大臣官房賞勳部長	1	1	1	
		統計	統計局経済部長	1	3	1	
		"	" 製表部長	1	3	1	
理府	IV	一般行政	大臣官房総務課長	1	16	1	
		"	" 監査課長	2	8	2	
		"	大臣官房賞勳部審査課長	1	1	1	
		"	新聞出版用紙割当局新聞課長	2	10	2	
		恩給	恩給局審査課長	1	5	1	
		"	" 調査課長	1	3	1	
		総務	大臣官房賞勳部庶務課長	1	0	0	
		"	恩給局庶務課長	1	1	1	
		統計	統計局総務課長	1	3	1	
		"	新聞出版用紙割当局庶務課長	1	1	1	
府	IV	人事	大臣官房人事課長	1	12	1	
		統計	統計局研究課長	1	6	1	
		"	経済部経済第一課長	2	10	2	
		"	製表部製表第一課長	4	6	4	
		予算會計	大臣官房會計課長	1	7	1	
		統計	統計局人口部長	1			
	III	"	" 人口部人口第一課長	1			
		"	" " 第二課長	1			
	IV	一般行政	新聞出版用紙割当局出版課長	1			
							提示 延期

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
統計委員会	II	一般行政	事務局 長	1	1	1	
	IV	総務	総務課 長 審査 第一課長	1 2	4 8	1 2	
公正取引委員会	III	一般行政	総務部 長	1	7	1	9項(1)
		財政経済	調査部 長	2	4	1	
	IV	一般行政	総務部 長 庶務課 長	2 1	21 12	2 1	
		財政経済	調査部 長 調査第一課長	10 1	17 17	10 10	
全学委 国管員 選理会	II	一般行政	事務局 長	1	15	1	
	IV	一般行政	選挙課 長	2	7	2	
国家 地方 警察 本部	I	警 察	国家地方警察本部長官	2	11	2	
	III	通 信	警備部 通 信 監	1	6	1	
		"	総務部 長	1	12	1	
		"	刑事部 長	9	44	9	
		"	警察部 長	1	16	1	
	IV	警 察	警察太学校 校長	1	7	1	
		通 信	警備部 有線通信課長	1	4	1	
		"	" 無線通信課長	1	11	1	
		"	" 通信調査課長	7	16	7	
		警 察	総務部 秘書課長	64	104		
		"	" 会計課長	1	35		
国家 消防 庁	II	一般行政	国家消防庁 長 官	1	2	1	
	III	一般行政	監 理 局 長	1	3	1	
	IV	一般行政	監 理 局 教 養 課 長	1	5	1	
		総 務	" 総 務 課 長	1	1	1	
外為 国替	II	財政経済	事務局 長	1	26	1	
		総 務	総 務 課 長	1	5	1	

官庁	段階	職 類	代表官職名	官職数	第1希望有資格者数	決定数	備 考
管委員 理会	IV	財政経済 予算会計	為替課長 會計課長	2 1	13 1	2 1	提示 延期
	IV	財政経済 "	資金課長 調査統計課長	1 1			
	II	通信管理	電波監理長官	1	10	1	
電波監理 委員会	III	"	法規經濟部長 施設監督部長 電波監視長	1 2 1	3 11 1	1 2 0	9項(1)
	IV	通信管理	関東電波監理局長 法規經濟部法規課長 施設監督部海上課長 電波部監視企画課長	10 4 4 2	54 15 33 11	10 4 4 2	
		"	電波部技術課長 "建設課長 長官官房文書課長 "人事課長 "會計課長	2 1 1 1 1	14 7 11 5 2	2 1 1 1 1	
		一般行政 予算会計					
	I	一般行政	特別調達庁長官	1	1	1	
		一般行政	特別調達庁次長	2	9	2	
		一般行政	契約部部長 長官官房長 財務部部長 技術監督部長	11 1 1 1	42 4 2 35	11 0 1 1	
		一般行政	長官官房調整課長 契約部役務契約課長 労務管財部管財課長 長官官房人事課長 "會計課長 労務管財部労務企画課長 技術監督部工事課長 "需品課長 "次長	25 2 10 1 14 4 10 1 2	159 27 55 6 24 4 60 49 172	25 2 10 1 14 4 10 1 2	
		人事 予算会計 労働 建設 一般行政、建設					
		一般行政	賠償庁次長	1	6	1	
		一般行政	賠償部長	2	18	2	
		一般行政	賠償総務課長 特殊財産部外国財産課長 長官官房秘書課長 賠償部監査課長	6 1 1 1	29 5 8 7	6 1 0 1	
賠償 庁	IV	一般行政 総務 予算会計					9項(1)
	I	一般行政	行政管理庁次長	1	1	1	
	III	一般行政	管理部長	2	4	2	
	IV	一般行政	長官官房秘書課長 管理部第一課長 長官官房会計課長	1 6 1	1 14 2	1 6 1	

官 庁	段 階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
地方自治庁	I	一 般 行 政	地 方 自 治 庁 次 長	1	8	1	
	IV	二 般 行 政 経 済 財 政 課	連 格 課 長 財 政 課 長	3 1	60 10	3 1	
法 務 府	I	一 般 行 政 律	総 裁 官 房 長 法 制 意 見 長 官	1 3	1 8	1 3	9項(1)
		矯 正 保 護 律	矯 正 保 護 局 長 法 制 意 見 第 一 局 長 法 制 意 見 第 二 局 長	1 8 2	10 17 3	1 7 2	
		矯 正 保 護 法	札 幌 矯 正 保 護 管 区 長 総 裁 官 房 経 理 部 長 札 幌 法 務 局 長	8 1 14	18 1 20	8 1 5	
	II	矯 正 保 護 法	札 幌 矯 正 保 護 管 区 長 総 裁 官 房 経 理 部 長 札 幌 法 務 局 長	8 1 14	18 1 20	8 1 5	9項(9)
		一 般 行 政	総 裁 官 房 秘 書 課 長 " 情 報 課 長 " 用 度 課 長	3 1 1	10 1 1	2 1 1	9項(1)
		矯 正 保 護	矯 正 保 護 局 総 務 課 長 " 保 安 課 長 " 医 療 科 学 分 類 課 長	2 2 1	2 18 2	1 2 1	9項(1)
		人 事 統 計 法	総 裁 官 房 人 事 課 長 " 経 理 部 主 計 課 長 法 制 意 見 第 四 局 統 計 課 長	2 2 1	2 4 1	2 2 1	9項(4)
		検 査 局 総 務 課 長	6	16	6		
		特 別 審 査 局 総 務 課 長	8	5	4		
		民 事 訟 務 局 第 一 課 長	3	14	3		
		行 政 訟 務 局 第 一 課 長	6	5	5		
		民 事 局	14	14	8		
人 権 擁 護 局 第 一 課 長		11	4	2			
札 幌 法 務 局 訟 務 部 長		8	22	2			
建 築		総 裁 官 房 経 理 部 管 轄 課 長	1	8	1		
中央更生保護委員会	II	矯 正 保 護	事 務 局 長	1	8	1	9項(9)
	III	一 般 行 政 矯 正 保 護	総 務 部 長 少 年 部 長	1 2	1 10	1 2	
	IV	矯 正 保 護 総 務 法	総 務 部 総 務 課 長 " 管 理 課 長 " 恩 教 課 長	22 1 1	35 1 1	13 1 1	
外 務 省	I	一 般 行 政	事 務 次 官	1	12	1	
	II	外 事	政 務 局 長	5	46	5	
	III	外 事	政 務 局 情 報 部 長	1	47	1	

官庁	段階	職 類	代表官職名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
省	IV	人 事 一 般 行 政 予 算 会 計 外 務 事	管理局入国管理部長	1	58	1	
			大臣官房人事課長	2	19	2	
			文書課長	1	31	1	
			會計課長	1	5	1	
			政務局総務課長	8	17	8	
			情報部報道課長	2	17	2	
			條約局條約課長	3	17	3	
大蔵省	I	一 般 行 政 財 政 経 済	事務次官	1	3	1	
			財務官	1	23	1	
	II	一 般 行 政 財 政 経 済	大臣官房長官	1	11	1	
			副財務官	8	83	8	
	III	財 政 経 済	大臣官房調査部長	1	13	1	
			主計局次長	2	32	2	
			主税局税関部長	7	20	7	
			銀行局検査部長	2	73	2	
	IV	人 事 一 般 行 政 予 算 会 計 財 政 経 済	大臣官房秘書課長	1	13	1	
			文書課長	2	53	2	
			横浜税関調査部長	6	18	6	
			横浜税関長官房主事	6	11	6	
			大臣官房會計課長	12	62	12	
			調査部次長	1	81	1	
			主計局総務課長	4	115	4	
			主税局税制課長	2	112	2	
			税関部事務課長	2	39	2	
			理財局総務課長	11	204	14	
			管理課長	8	49	8	
			関東財務局次長	55	211	55	
証券取引委員会	II	財 政 経 済	事務局次長	1	6	1	
			事務局次長	1	12	1	
	IV	総 務 財 政 経 済	事務局総務課長	1	7	1	
			発行課長	3	11	3	
国	I	税 務	国税庁長官	1	7	1	
			総務部部長	1	8	1	
	III	税 務	間税部長	15	36	15	
			総務部人事課長	1	2	1	

官庁	段階	職 類	代表官職名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
税 庁	IV	一 般 行 政 予 算 会 計 税 務	総務課長	1	6	1	
			広報課長	1	1	1	
			東京国税局総務部長	11	23	11	
			総務部会計課長	1	7	1	
			徴収課長	1	43	1	
			直税部法人税課長	1	11	1	
			資産税課長	1	3	1	
			間税部酒税課長	1	4	1	
			消費税課長	1	3	1	
			調査査察部調査課長	46	125	46	
			総務部価格差益課長	1	11	1	
造幣 庁	II	印 造 管 理	造幣庁長官	1	2	1	
			総印造管理	1	1	1	
印 刷 庁	II	印 造 管 理	印刷庁長官	1	4	1	
			製 務 部 長	1	5	1	
			製 造 部 長	1	4	1	
文 部 省	I	一 般 行 政 教 育	事務次官	1	6	1	
			初等中等教育局長	4	21	4	
			管 理 局 長	1	13	1	
	II	一 般 行 政	教育施設部長	1	33	1	
			調査普及局統計課長	1	4	1	
	IV	予 算 会 計 教 育	大臣官房會計課長	1	7	1	
			宗務課長	1	7	1	
			初等中等教育局庶務課長	11	84	11	
			社会教育局社会教育課長	2	22	2	
			運動厚生課長	1	8	1	
			芸術課長	2	5	2	
			調査普及局調査課長	1	7	1	
			国語課長	1	3	1	
公 衆 衛 生 省	IV	公 衆 衛 生	管理局管理課長	1	13	1	
			教科書決定課長	1	9	1	
			初等中等教育局保健課長	1	2	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
	IV	建 築	管理局教育施設部建築課長	1	6	1	
厚 生 省	I	一 般 行 政	事 務 次 官	1	2	1	
	II	公衆衛生	公衆衛生局長	1	5	1	
		医 務	医 務 局 長	1	5	1	
		社会保険	社会保険局長	1	2	1	
		社会福祉	社会福祉局長	1	1	1	
	III	公衆衛生	公衆衛生局環境衛生部長	1	9	1	
		医 務	医 務 局 次 長	1	8	1	
		保 福 統 計	大臣官房統計調査部長	1	2	1	
	IV	人 事	大臣官房人事課長	1	6	1	
		一 般 行 政	" 総務課長	3	24	3	
		"	医 務 局 整 備 課 長	1	10	1	
		麻 薬	麻 薬 局 麻 薬 課 長	1	1	1	
		公衆衛生	公衆衛生局乳肉衛生課長	1	3	1	
		医 務	医 務 局 管 理 課 長	1	1	1	
		統 計	保 險 局 数 理 課 長	1	4	1	
		子 算 会 計	大臣官房会計課長	1	4	1	
		公衆衛生	公衆衛生局庶務課長	2	26	2	
		"	" 栄 養 課 長	1	2	0	9項(1)
		"	" 防 疫 課 長	1	6	1	
		"	" 予 防 課 長	2	9	2	
		"	" 検 疫 課 長	1	3	1	
		"	" 環境衛生部環境衛生課長	1	4	1	
		"	" " 水道課長	1	2	1	
		"	" " 食品衛生課長	1	2	1	
	医 務	保 險 局	医 療 課 長	10	24	10	
		"	医 務 課 長	1	3	1	
		"	齒科衛生課長	1	2	1	
		児 童 局	母 子 衛 生 課 長	1	2	1	
		薬 務	薬 務 局 企 業 課 長	2	11	2	
		"	" 製 薬 課 長	3	9	3	
		看 護	医 務 局 看 護 課 長	1	0	0	9項(1)
		保 福 統 計	大臣官房統計調査部指導課長	3	2	1	9項(2)
引 続 掲 示			保 險 局 庶 務 課 長	5	6	5	
			社 会 局 庶 務 課 長	8	20	8	
農 林 省	III	一 般 行 政	大臣官房国立公園部長	1			
	IV	医 務	医 務 局 清 算 指 導 課 長	1			提示 延期
			四 国 医 務 出 張 所 長	1			
			すべての指定官職	9			提示 延期
農 林 省	I	一 般 行 政	事 務 次 官	1	7	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
農 林 省	II	蚕 糸	蚕 糸 局 長	1	4	1	
		総 務	大臣官房局長	1	7	1	
		農 業 経 済	農 業 政 局 長	3	89	3	
	III	畜 産	畜 産 局 長	1	3	1	
		統 計	農業改良局統計調査部長	1	2	1	
		産 馬	畜 産 局 産 馬 部 長	1	3	1	
		農 業 経 済	農 政 局 農 業 協 同 組 合 部 長	1	15	1	
	農 業 土 木	農 地	農 地 局 管 理 部 長	8	33	8	
		農 業 改 良	農 業 改 良 局 研 究 部 長	2	9	2	
		農 地 局	農 地 局 建 設 部 長	1	14	1	
	人 事 一 般 行 政	大 臣 官 房	人 事 課 長	2	10	2	
		"	総 務 課 長	3	206	3	
		"	広 報 課 長	1	5	1	
		農 地 局	総 務 課 長	1	166	1	
		"	機 械 課 長	1	5	1	
		"	農業改良局統計調査部図書課長	1	1	1	
		"	農業改良局普及部生活改善課長	1	3	1	
		畜 産 局	畜 産 局 畜 産 課 長	2	3	2	
		畜 産 局 産 馬 部	畜 産 局 産 馬 部 監 理 課 長	3	7	3	
		蚕 糸 局	蚕 糸 局 蚕 糸 課 長	1	10	1	
		"	技術改良課長	1	18	1	
		"	蘭 糸 課 長	1	9	1	
		総 務 統 計	農業改良局庶務課長	8	31	8	
		"	農業改良局統計調査部農林統計課長	1	3	1	
		"	農業改良局統計調査部水産統計課長	1	0	0	9項(1)
	子 算 会 計 財 政 農 業 経 済	大 臣 官 房	会 計 課 長	2	3	1	9項(1)
		"	農 林 金 融 課 長	1	5	1	
		"	調 査 課 長	2	237	2	
		"	検 査 課 長	1	6	1	
		農 政 局	資 材 課 長	1	47	1	
		"	農 業 保 險 課 長	1	7	1	
		農 業 協 同 組 合	農 業 協 同 組 合 課 長	3	82	3	
		"	農 村 工 業 課 長	1	5	1	
		農 地 局	管 理 部 農 地 課 長	16	97	16	
		農 業 改 良 局	普 及 部 普 及 課 長	2	30	2	
		統 計 調 査 部	経 済 調 査 課 長	1	14	1	
		畜 産 局	畜 産 課 長	1	18	1	
		蚕 糸 局	蚕 糸 課 長	1	9	1	
		農 政 局	農 産 課 長	2	89	2	
		農 業 改 良 局	作 物 報 告 課 長	50	67	50	
		農 地 局	計 画 部 技 術 課 長	11	80	11	
食 糧 省	I	農 業 経 済	食 糧 庁 長 官	1	24	1	
	III	総 務 農 業 経 済	総 務 部 長 農 務 第 一 部 長	1 1	3 68	1 1	
			飼 料 課 長	1	6	0	9項(1)
			有 寄 営 農 課 長	1	5	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
庁	III	農 業 經 済 学	業 務 第 二 部 長	1	63	1	
	IV	人 事 行 政 学	総 務 部 職 員 課 長	1	2	1	
		一 般 行 政 学	総 務 部 主 計 課 長	1	11	1	
		子 算 会 計 学	" 企 画 課 長	3	5	3	
		農 業 經 済 学	業 務 第 二 部 食 品 課 長	56	173	56	
林 野 庁	I	農 業 經 済 学	林 野 庁 長 官	1	24	1	
	II	一 般 行 政 学	林 政 部 長	1	20	1	9項(2)
		林 学	林 指 導 部 長	16	40	14	
	IV	総 務 行 政 学	林 政 部 林 政 課 長	15	28	15	
		" 農 業 經 済 学	" 林 産 課 長	1	4	1	
		" 林 学	" 特 産 課 長	1	110	1	
		" 林 学	指 導 部 計 画 課 長	1	7	1	
		" 林 学	" 造 林 課 長	1	58	1	
		" 林 学	" 治 山 課 長	1	63	1	
		" 林 学	指 導 部 研 究 課 長	1	23	1	
		" 林 学	指 導 部 研 究 課 長	1	14	1	
水 産 庁	I	農 業 經 済 学	水 産 庁 長 官	1	24	1	9項(1)
	II	水 産 学	水 産 庁 次 長	1	3	0	
	III	一 般 行 政 学	漁 政 部 長	1	8	1	
		水 産 学	漁 政 部 長	1	5	1	
		" 水 産 学	調 査 研 究 部 長	1	1	1	
	IV	総 務 行 政 学	漁 政 部 漁 政 課 長	1	2	1	
		農 業 經 済 学	" 協 同 組 合 課 長	1	7	1	
		" 水 産 学	" 經 済 課 長	1	3	1	
		" 水 産 学	" 漁 船 保 險 課 長	1	3	1	
		" 水 産 学	調 査 研 究 部 研 究 第 一 課 長	2	14	2	
		" 水 産 学	" 調 査 資 料 課 長	1	4	1	
		" 水 産 学	生 産 部 漁 港 課 長	1	4	1	
庁	I	一 般 行 政 学	事 務 次 官	1	10	1	
		經 済 事 業 学	通 商 部 長	1	2	1	
	II	農 業 經 済 学	林 野 部 長	1	24	1	9項(1)
		水 産 学	水 産 部 長	1	3	0	
		一 般 行 政 学	漁 政 部 長	1	8	1	
		水 産 学	漁 政 部 長	1	5	1	
		" 水 産 学	調 査 研 究 部 長	1	1	1	
		総 務 行 政 学	漁 政 部 漁 政 課 長	1	2	1	
		農 業 經 済 学	" 協 同 組 合 課 長	1	7	1	
		" 水 産 学	" 經 済 課 長	1	3	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
通 商 産 業 省	II	総 務 行 政 学	大 臣 官 房 長	1	3	1	
		經 済 事 業 学	通 商 局 長	2	18	2	
		" 經 済 事 業 学	通 商 企 業 局 長	9	65	9	
		" 經 済 事 業 学	通 商 鐵 道 局 長	1	4	1	
		" 經 済 事 業 学	通 商 鐵 道 局 長	1	8	1	
	III	統 計 事 業 学	大 臣 官 房 調 査 統 計 部 長	1	5	1	
		經 済 事 業 学	通 商 局 次 長	2	24	2	
		" 經 済 事 業 学	通 商 企 業 局 次 長	1	90	1	
		" 經 済 事 業 学	通 商 鐵 道 局 車 輛 部 長	1	11	1	
		" 經 済 事 業 学	" 電 氣 通 信 機 械 部 長	1	2	1	
資 源 庁	IV	人 事 行 政 学	大 臣 官 房 秘 書 課 長	1	8	1	
		一 般 行 政 学	" 総 務 課 長	4	166	4	
		" 一 般 行 政 学	" 広 報 課 長	1	4	1	
		" 一 般 行 政 学	通 商 企 業 局 特 別 査 料 課 長	1	10	1	
		" 一 般 行 政 学	大 統 計 調 査 部 基 本 統 計 課 長	7	12	7	
	I	統 計 事 業 学	大 臣 官 房 會 計 課 長	2	10	2	
		經 済 事 業 学	通 商 局 通 商 政 策 課 長	44	118	44	
		" 經 済 事 業 学	通 商 企 業 局 企 業 第 一 課 長	4	331	4	
		" 經 済 事 業 学	" 商 務 課 長	2	227	2	
		" 經 済 事 業 学	通 商 鐵 道 局 包 裝 雜 貨 課 長	4	20	4	
源 庁	II	機 械 事 業 学	通 商 機 械 局 機 械 課 長	7	90	7	
		電 機 事 業 学	" 電 氣 機 械 課 長	1	9	1	
		通 信 事 業 学	" 電 氣 通 信 機 械 部 有 線 課 長	2	9	2	
		電 力 事 業 学	東 京 通 商 産 業 局 電 力 部 長	8	53	8	
		電 鉄 事 業 学	通 商 鉄 道 局 製 鉄 課 長	3	36	3	
	III	鐵 道 事 業 学	東 京 通 商 産 業 局 鐵 道 部 長	8	50	8	
		化 学 事 業 学	通 商 化 学 局 化 政 課 長	9	77	9	
		機 械 事 業 学	通 商 機 械 局 機 械 課 長	8	46	8	
		建 設 事 業 学	通 商 鐵 道 局 建 材 課 長	1	4	1	
		勞 働 事 業 学	通 商 企 業 局 産 業 勞 働 課 長	1	4	1	
資 源 庁	I	經 済 事 業 学	資 源 庁 長 官	1	6	1	
	II	" 經 済 事 業 学	資 源 庁 次 長	1	13	1	
		電 力 事 業 学	電 力 局 長	1	8	1	
	III	電 鉄 事 業 学	電 炭 政 局 長	3	12	3	
		電 氣 事 業 学	電 力 局 電 力 開 発 部 長	1	2	1	
	IV	一 般 行 政 学	長 官 官 房 秘 書 課 長	1	15	1	
		" 一 般 行 政 学	長 官 官 房 熱 管 理 課 長	1	4	1	
		統 計 事 業 学	長 官 官 房 統 計 課 長	1	3	0	
		予 算 會 計 学	" 會 計 課 長	1	4	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
庁	IV	経 済 事 業	経 理 課 長	1	12	1	
		電 力 事 業	電 力 局 電 政 課 長	4	30	4	
		鉱 業 事 業	炭 政 局 炭 政 課 長	10	125	10	
		土 木 機 械	電 力 局 水 力 課 長	2	15	2	
		電 気	火 力 課 長	1	6	1	
		"	電 力 課 長	1	30	1	
		"	電力開発部第一課長	1	9	1	
		鉱 山	炭政局施設部技術課長	2	46	2	
		"	鉱山保安局鉱山課長	2	37	2	
		鉱 業 事 業	炭 政 局 施設部施設課長	1	156	1	
工業技術庁	I	工業技術	工業技術庁長官	1	3	1	
	III	"	調整部部長	1	13	1	
	"	"	調整部部長	1	3	1	
	IV	人事	長官令房秘書課長	1	3	1	
特 許 庁	II	特 許	特 許 庁 長 官	1	5	1	
	III	一般行政	総 務 部 長	1	5	1	
	"	特 許	審 査 第 一 部 長	2	6	2	
	IV	人事	長官令房秘書課長	1	2	1	
中小企業庁	II	経済事業	中小企業庁長官	1	3	1	
	III	"	振 興 部 長	2	6	2	
	IV	総務	長官令房庶務課長	1	10	1	
	"	経済事業	振 興 課 長	7	14	7	
運輸省	I	一般行政	運輸事務次官	1	7	1	
	"	気象観測	運輸中央気象台長	1	2	1	
	II	一般行政	大臣官房長	1	27	1	
	"	陸 運	大鉄道監督局長	1	25	1	
	"	海 運	自 動 車 局 長	1	17	1	
	"	海 運	海 運 局 長	1	33	1	
運輸省	II	海 運	海 運 局 長	1	2	1	
	"	海 運	海 運 局 長	1	2	1	
	"	海 運	海 運 局 長	1	2	1	
	"	海 運	海 運 局 長	1	2	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
運輸省	II	土 造	港 湾 局 長	1	8	1	
	"	木 船	港 湾 局 長	1	9	1	
	III	一般行政	大臣官房総務部長	1	51	1	
		陸 運	中央気象台総務部長	1	10	1	
		"	鉄道監督局国有鉄道部長	2	35	2	
		"	自動車局業務部長	1	22	1	
		"	札幌税関長	9	40	9	
		海 運	海 運 局 長	11	34	11	
		土 木 機 械	第一港湾建設部長	4	11	4	
		"	自動車局整備部長	1	6	1	
運輸省	IV	一般行政	大臣官房文書課長	4	139	4	
		"	港 湾 局 倉庫課長	1	7	1	
		"	中央気象台総務課長	1	10	1	
		"	" 管財課長	1	3	1	
		"	" 図書課長	1	2	1	
		気 象 観 測	" 技術課長	1	8	1	
		陸 運	北海支運局総務部長	12	34	12	
		"	札幌税関長	8	28	8	
		人 事	大臣官房人事課長	1	9	1	
		"	中央気象台総務部人事課長	1	10	1	
運輸省	IV	予 算 会 計	大臣官房会計課長	2	13	2	
		"	中央気象台総務部会計課長	1	16	1	
		財 政 経 済	鉄道監督局民営鉄道部財務課長	1	3	1	
		陸 運	鉄道監督局総務課長	12	162	12	
		"	自動車局総務課長	15	85	15	
		海 運	海 運 局 輪 船 課 長	17	103	17	
		"	船 員 局 教 育 課 長	1	7	1	
		"	港 湾 局 管 理 課 長	2	21	2	
		勞 働 機 械 事 業	船 員 局 労働基準課長	13	22	13	
		土 木 機 械	鉄道監督局国有鉄道部労働課長	1	1	1	
運輸省	IV	建 築 機 械	鉄道監督局車輛課長	1	9	1	
		"	港 湾 局 機 材 課 長	1	4	1	
		"	" 計 画 課 長	6	45	6	
		"	国有鉄道部施設課長	2	34	2	
		"	自動車局業務部道路調査課長	1	6	1	
		建 築 機 械	大臣官房観光部整備課長	1	8	1	
		"	船 舶 局 機 械 課 長	1	11	1	
		"	鉄道監督局国有鉄道部保安課長	1	6	1	
		"	鉄道監督局運輸車輛課長	1	42	1	
		"	民営鉄道部車輛課長	11	33	11	
運輸省	IV	海 運 造 船	船 舶 局 造 船 課 長	13	50	13	
		"	" 登録課長	1	21	1	
		"	"	1	21	1	
		"	"	1	21	1	
運輸省	IV	海 運	海運局海運調整部特殊財産課長	1			提示 延期
		"	関東海運局港湾連絡調整部長	2			
		"	"	1			
		"	"	1			
海	I	一般行政	海上保安庁長官	1	8	1	
	II	"	海上保安庁次長	1	14	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
上 保 安 庁	III	一 般 行 政	総 務 部 長	1	10	1	
		測 量	水 路 部 長	1	3	1	
		海 運	船 舶 部 長	11	22	11	
		海運又は土木	燈 台 部 長	1	14	1	
	IV	一 般 行 政	総 務 部 政 務 課 長	5	22	5	9項(1)
		"	" 広 報 課 長	1	0	0	
		"	" 補 給 課 長	1	2	1	
		印 造 管 理	水 路 部 印 刷 課 長	1	5	1	9項(5)
		"	" 図 誌 課 長	10	11	5	
		"	" 測 量 課 長	2	8	2	
		"	" 編 歴 課 長	1	2	1	9項(1)
		総 務 事	第一管区海上保安本部総務部長	9	16	8	
		人 子 算 会 計	総 務 部 人 事 課 長	1	4	1	
		海 運 管 理	" 経 理 課 長	1	4	1	
		土 木 通 信	船 舶 技 術 部 保 船 課 長	24	90	24	
		造 船	燈 台 部 工 務 課 長	1	1	1	
		海 運・土 木	" 電 波 標 識 課 長	1	2	1	
		海 運・造 船	船 舶 技 術 部 造 船 課 長	2	19	2	
			第一管区海上保安本部燈台部長	9	92	9	
			" 海事検査部長	9	100	9	
郵 政 省	I	一 般 行 政	郵 政 事 務 次 官	1	4	1	
		郵 政	監 察 局 長	1	24	1	
		"	郵 務 局 長	1	7	1	
		"	貯 金 局 長	1	14	1	
	II	人 子 算 会 計	簡 易 保 險 局 長	1	11	1	
		"	大 臣 官 房 人 事 部 長	1	3	1	
		"	経 理 局 長	1	4	1	
		"	"	1	4	1	
	III	一 般 行 政	大 臣 官 房 資 材 部 長	1	8	1	
		郵 政	大 監 察 局 次 長	21	83	21	
		"	郵 務 局 次 長	1	13	1	
		"	貯 金 局 次 長	1	24	1	
		"	簡 易 保 險 局 次 長	1	19	1	
		建 築	大 臣 官 房 建 築 部 長	1	19	1	
	IV	一 般 行 政	" 文 書 課 長	4	66	4	
		"	" 資 材 部 調 整 課 長	14	33	14	
		"	郵 務 局 服 務 課 長	1	15	1	
		郵 政	監 察 局 第 一 課 長	2	186	2	
		"	" 第 二 課 長	2	284	2	
		"	" 第 五 課 長	1	114	1	
		"	郵 務 局 管 理 課 長	1	35	1	
		"	" 業 務 課 長	12	131	12	
		"	" 国 際 業 務 課 長	1	10	1	
		"	" 輸 送 課 長	1	18	1	
省	IV	"	貯 金 局 金 庫 課 長	41	127	41	
		"	" 獎 励 課 長	1	23	1	
		"	簡 易 保 險 局 管 理 課 長	21	143	21	
		"	"				
		"	"				
		"	"				
		"	"				
		"	"				
		"	"				
		"	"				

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者 数	決定数	備 考
郵 政 省	IV	総 務 事	東京郵政監察局 第一 部長	30	414	30	
		人 子 算 会 計	監 察 局 第 六 課 長	1	4	1	
		統 計 課	大 臣 官 房 人 事 部 人 事 課 長	15	42	15	
		統 計 課	簡 易 保 險 局 政 理 課 長	1	6	1	
		統 計 課	経 理 局 統 計 課 長	1	5	1	
		統 計 課	貯 金 局 経 理 課 長	16	30	16	
		統 計 課	大 臣 官 房 人 事 部 保 健 課 長	1	6	1	
		統 計 課	" 建 築 部 設 計 課 長	12	65	12	
		統 計 課	簡 易 保 險 局 運 用 課 長	1	3	1	
		統 計 課	"				
電 気 通 信 省	I	一 般 行 政	電 気 通 信 事 務 次 官	1	6	1	
		通 信 管 理	電 気 通 信 信 監	1	8	1	
	II	人 子 算 会 計	大 臣 官 房 人 事 部 長	1	2	1	
		通 信 管 理	経 理 局 長	1	3	1	
		通 信 管 理	施 設 局 長	1	34	1	
	III	一 般 行 政	業 務 局 周 知 調 査 部 長	1	2	1	
		"	施 設 局 長 附	1	15	1	
		"	" 資 材 部 長	1	7	1	
		通 信 管 理	業 務 局 營 業 部 長	12	52	12	
		"	" 国 際 通 信 部 長	1	3	1	
		通 信 管 理	施 設 局 建 築 部 長	4	31	4	
	IV	一 般 行 政	大 臣 官 房 文 書 課 長	3	155	3	任命(1) 延期
		"	電 気 通 信 監 査 課 長	1	4	1	
		"	業 務 局 周 知 調 査 部 周 知 宣 伝 課 長	1	6	1	
		"	施 設 局 建 設 部 建 設 材 料 課 長	7	49	7	
		"	施 設 局 資 材 部 工 作 課 長	1	13	1	
		総 務 事	業 務 局 周 知 調 査 部 管 理 課 長	10	37	10	
		人 子 算 会 計	電 気 通 信 監 査 課 調 練 課 長	17	62	17	
		統 計 課	経 理 局 会 計 課 長	14	31	14	
		統 計 課	" 統 計 課 長	1	1	1	
		公 通 信 管 理	大 臣 官 房 人 事 部 保 健 課 長	1	4	1	
		建 築 通 信	電 気 通 信 監 査 課 監 査 課 長	75	277	75	
航 空 保	II	一 般 行 政	航 空 保 安 庁 長 官	1	2	1	
		通 信 管 理	航 空 保 安 庁 次 長	1	2	1	
	III	一 般 行 政	管 理 課 長	1	13	1	
		"	捕 給 課 長	1	12	1	
	IV	人 子 算 会 計	人 事 課 長	1	3	1	
		"	"	1	3	1	
	IV	通 信 管 理	電 気 通 信 監 査 課 法 規 課 長	1			提示 延期
		人 子 算 会 計	" 人 事 課 長	1			
	IV	一 般 行 政	管 理 課 長	1	13	1	
		"	捕 給 課 長	1	12	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者数	決定数	備 考
安 庁	IV	予 算 信 管 理 設 備 信 通	経 理 課 長	1	3	1	9項(1)
			査 査 課 長	1	8	1	
			施 設 課 長	1	3	1	
			照 明 課 長	1	1	0	
労 働 省	I	一 般 行 政	労 働 事 務 次 官	1	3	1	9項(1)
	II	労 働	労 政 局 長	1	4	1	
			基 礎 局 長	1	3	1	
			安 定 局 長	1	2	1	
			婦 人 少 年 局 長	1	0	0	
	III	統 計	大 臣 官 房 統 計 調 査 部 長	1	2	1	
	IV	一 般 行 政 総 務 課 人 事 課 予 算 課 公 務 課 生 産 課 備 考	大 臣 官 房 総 務 課 長	1	35	1	
			婦 人 少 年 局 婦 人 課 長	1	3	1	
			労 政 局 庶 務 課 長	2	10	2	
			大 臣 官 房 人 事 課 長	1	6	1	
			大 臣 官 房 雇 用 課 長	3	6	3	
			大 臣 官 房 会 計 課 長	1	4	1	
			大 臣 官 房 庶 務 課 長	1	4	1	
			大 臣 官 房 庶 務 課 長	2	7	2	
			大 臣 官 房 庶 務 課 長	3	23	3	
			大 臣 官 房 庶 務 課 長	51	127	51	
			大 臣 官 房 庶 務 課 長	2	4	2	
			大 臣 官 房 庶 務 課 長	5	56	5	
建 設 省	I	一 般 行 政	事 務 次 官	1	6	1	9項(1)
	II	測 量 土 木 建 築	都 市 局 長	1	5	1	
			地 理 調 査 所 長	1	1	1	
			河 川 局 長	1	12	1	
			道 路 局 長	1	8	1	
	III	土 木 建 築	地 理 調 査 所 総 務 部 長	1	2	1	
			河 川 局 局 長	1	14	1	
			河 川 局 局 長	6	36	6	
			河 川 局 局 長	1	22	1	
	IV	一 般 行 政	大 臣 官 房 文 書 課 長	2	134	2	
			大 臣 官 房 文 書 課 長	1	1	1	
			管 理 局 建 設 機 械 課 長	1	16	1	
			河 川 局 防 災 課 長	1	23	1	
			管 理 局 營 繕 部 長	1	13	0	
			道 路 局 庶 務 課 長	1	15	1	
			道 路 局 庶 務 課 長	2	25	2	
			道 路 局 庶 務 課 長	1	23	1	

官庁	段階	職 類	代 表 官 職 名	官職数	第1希望 有資格者数	決定数	備 考
建 設 省	IV	総 務 課 人 事 課 予 算 課 土 木 課 建 築 課	住 宅 局 住 宅 企 画 課 長	1	31	1	9項(2)
			管 理 局 營 繕 部 營 繕 第 一 課 長	9	21	7	
			大 臣 官 房 人 事 課 長	1	6	1	
			管 理 局 建 設 業 務 課 長	1	7	1	
			河 川 局 治 水 課 長	1	22	1	
			道 路 局 砂 防 課 長	2	58	2	
			道 路 局 砂 防 課 長	1	11	1	
			道 路 局 砂 防 課 長	3	56	3	
			都 市 局 都 市 建 設 課 長	1	115	1	
			都 市 局 都 市 建 設 課 長	1	6	1	
			都 市 局 都 市 建 設 課 長	12	98	12	
			都 市 局 都 市 建 設 課 長	10	97	10	
	II	一 般 行 政	管 理 局 長	1	26	1	
経 済 安 定 本 部	I	一 般 行 政	経 済 安 定 本 部 副 長 官	1	3	0	9項(1)
	II	財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課	総 裁 官 房 長	1	14	1	
			産 業 局 長	5	27	5	
			財 政 金 融 局 長	8	66	8	
			札 幌 管 区 経 済 局 長	8	66	8	
	III	一 般 行 政 財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課	総 裁 官 房 次 長	1	16	1	
			建 設 交 通 局 次 長	1	1	1	
			総 裁 官 房 経 済 計 画 室 長	3	25	3	
			産 業 局 次 長	2	6	2	
			総 裁 官 房 勞 働 室 長	1	8	1	
			産 業 局 次 長	2	8	2	
			建 設 交 通 局 次 長	1	6	1	
			民 生 局 次 長	1	14	1	
			札 幌 管 区 経 済 局 監 査 部 長	16	26	16	
			札 幌 管 区 経 済 局 物 価 部 長	8	15	6	
			札 幌 管 区 経 済 局 調 整 部 長	8	46	8	
	IV	一 般 行 政 人 事 課 予 算 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課 経 済 課 財 政 課	総 裁 官 房 企 画 課 長	1	9	1	
			情 報 課 長	1	6	1	
			経 済 調 査 課 長	49	133		
			総 裁 官 房 庶 務 課 長	1	13	1	
			統 計 課 長	1	5	1	
			会 計 課 長	1	8	1	
			調 査 課 長	8	62	8	
			民 生 局 医 薬 品 課 長	1	4	1	
			食 糧 課 長	1	7	1	
			農 林 第 一 課 長	1	5	1	
			産 業 局 勞 働 調 査 室 長	1	11	1	
			貿 易 局 貿 易 政 策 課 長	4	11	4	
			民 生 局 日 用 品 課 長	1	26	1	
			産 業 局 産 業 政 策 課 長	1	12	1	
			電 力 課 長	1	8	1	

官 庁	段 階	職 類	代 表 官 職 名	官 職 数	第1希望 有資格者 数	決 定 数	備 考
経 済 安 定 本 部	IV	鉱 業 事 業	" 燃 料 課 長	1	3	1	
		化 学 事 業	" 化 学 課 長	1	9	1	
		建 設 事 業	建 設 交 通 局 計 画 課 長	3	45	3	
		経 済 事 業 又 は 織 維 事 業	産 業 局 織 維 雜 貨 課 長	1	16	1	
		経 済 事 業 又 は 機 械 事 業	" 機 械 金 属 課 長	1	13	1	
		農 業 経 済 又 は 林 業 又 は 水 産	" 農 林 第 二 課 長	1	12	1	
		陸 運 又 は 海 運 又 は 通 信 管 理	建 設 交 通 局 交 通 課 長	1	15	1	
物 価 庁	I	財 政 経 済	物 価 庁 次 長	1	3	1	
	II	"	第 一 部 長	4	27	4	
	IV	総 務	長 官 官 房 庶 務 課 長	1	4	1	
		財 政 経 済	第 一 部 総 務 課 長	4	16	4	
		農 業 経 済	第 二 部 食 糧 課 長	3	9	3	
		経 済 事 業	第 三 部 動 力 課 長	1	3	1	
		"	第 三 部 工 業 品 課 長	1	7	1	
		化 学 事 業	第 三 部 化 学 課 長	1	8	1	
		経 済 事 業 又 は 機 械 事 業	第 三 部 機 械 金 属 課 長	1	10	1	
	IV	織 維 事 業	第 三 部 織 維 課 長	1			
		財 政 経 済	第 四 部 料 金 課 長	1			
経 済 調 査 庁	I	一 般 行 政	経 済 調 査 庁 次 長	1	1	1	
	II	経 済 調 査	監 査 部 長	3	21	3	
	IV	人 事	長 官 官 房 秘 書 課 長	1	2	1	
		予 算 会 計	" 会 計 課 長	1	8	1	
		経 済 調 査	" 企 画 課 長	10	35	10	

提示
延期